# 障害者支援施設等 指導監査基準

(令和6年6月24日適用)

## 《対象施設》

- 障害者支援施設
- •児童福祉施設(福祉型障害児入所施設)
- 児童福祉施設 (医療型障害児入所施設)
- ・児童福祉施設(福祉型児童発達支援センター)

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害サービス課監査グループ

## 根拠法令等の略語

障害者支援施設等指導監査指針	障害者支援施設等に係る指導監査について 別添 障害者支援施設等指導監査指針 (障発第0426003号 平成19年4月26日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
基準条例	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日 条例第13号)
児童基準条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日 条例第5号)
当事者目線条例	当事者目線の障害福祉推進条例 (令和4年10月21日 条例第57号)

## 障害者支援施設等指導基準 目次

## 第1 適切な利用者支援の確保

- 1 一般原則
- 2 利用者支援の充実
- (1) 個別支援計画、記録の整備
- (2) 給食
- (3) 入浴
- (4) 排泄、おむつ交換
- (5) 被服、寝具
- (6) 介護
- (7) 訓練
- (8) 児童の処遇
- (9) 医学的管理
- (10) レクリエーションの実施等
- (11) 家族との連携
- (12) 苦情
- (13) 実施機関との連携
- (14) 給付金として支給を受けた金銭の管理
- (15) 虐待の防止
- (16) 身体的拘束等の適正化
- 3 利用者の生活環境等の確保
- 4 自立、自活等への支援援助
- (1) 生産活動に関する適切な措置等
- (2) 工賃
- (3) 実習先の確保
- (4) 求人の開拓
- (5) 就職後の相談支援の継続
- (6) 就労定着支援
- (7) 児童への職業指導
- 5 預り金

## 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保

- 1 施設の運営管理体制の確立
- (1) 定員の遵守
- (2) 諸規程の整備
- (3) 帳簿の整備
- 2 必要な職員の確保と職員処遇の充実
- (1) 職員の配置
- (2) 労働基準法等関連法規の遵守及び健康管理等
- (3) 業務体制の確立及び職員研修等
- (4) ハラスメント対策等
- 3 施設の安全・衛生
- (1) 建物、設備の維持管理
- (2) 感染症防止対策
- 4 防災対策の充実強化
- 5 事故発生時の対応等
- 6 児童の安全の確保
- 7 自動車を運行する場合の所在確認
- 8 運営費の弾力運用
- 9 その他
- (1) 地域との連携
- (2) 電磁的記録等

【別表】設備に関する基準

【別表】設備に関する基準(児童)

【別表】人員に関する基準

【別表】人員に関する基準(児童)

【別表】規模

Les the VI. A fee	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	57 Fr ~ 11 Me	1 37: /m²	
根拠法分等	<u> </u>	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
牌告有又拨施設等指導監查指針第1				
			A	利用者の意思及び人格を尊 重し、常に当該利用者の立場 に立った施設障害福祉サービ スの提供に努めていませんで した。
			A	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行っていませんでした。
2項	得て、利用者が社会、経済、文化その他多様な分野	経済、文化その他多様な分野の活動に参	A	利用者が社会、経済、文化 その他多様な分野の活動に参 加することができるよう機会 の確保に努めていませんでし た。
			A	地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めていませんでした。
1項			A	施設への入所その他の利用 者の福祉サービスの利用に際 しては、利用者の意思が反映 されるよう配慮していません でした。
		・意思決定支援を受けることを希望する 場合には、その希望を十分に尊重し、円 滑に意思決定支援を受けることができる よう努めていない。	A	意思決定支援を受けること を希望する場合には、その希 望を十分に尊重し、円滑に意 思決定支援を受けることがで きるよう努めていませんでし た。
	基準条例第3条第2項 基準条例第2条 児童基準条例第5条第1 児童基準条例第5条第1 出事者目線条例第7条 当事者目線条例第7条	障害者支援施設等指導監査指針第1  正基準条例第3条第2項	障害者支援施設等指導監査指針第1  - 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者 の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努め 当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めていない。 当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めていない。 当事者目線条例第5条第1 の 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その適宮を行ってください。	「

<b></b>							
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価リ	<b>県ホームページ公表文例</b>		
2 利用者支援の充実							
(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。	障害者支援施設等指導監 査指針第1-1-(1)						
ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び 所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議(テレビ電話装置等の活用可能。)の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(1)						
イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の 専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めている か。	障害者支援施設等指導監 查指針第1-1-(1)						
(障害者支援施設の一般原則) 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第16条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。	基準条例第3条第1項	○ 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を 踏まえた計画(「個別支援計画」という。)を作成 し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サー ビスを提供するとともに、その効果について継続的 な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利 用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービ スを提供してください。	・その効果について継続的な評価を実施していない。 ・利用者に対して適切かつ効果的な施設 障害福祉サービスの提供につとめていな	É	個別支援計画が未作成で、 利用者に対する適切かつ効果 的な施設障害福祉サービスが 是供されていませんでした。		
(施設障害福祉サービス計画の作成等) 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設 障害福祉 サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」と いう。)の作成に関する業務を担当させているか。	基準条例第16条第1項	<ul><li>○ サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画 を作成していないので、作成してください。</li></ul>	・サービス管理責任者が施設障害福祉 サービス計画を作成していない。		施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。		
サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を	基準条例第16条第2項	○ 施設障害福祉サービス計画の作成に当たって、 サービス管理責任者がアセスメントを行っていない ので、改善してください。	・アセスメントを行っていない。	Ż	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。		
行い、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当 該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での 適切な支援内容の検討を行っているか。		○ 施設障害福祉サービス計画の作成に当たって、サービス管理責任者が(利用者の自己決定の尊重及び意思決定の線に配慮しつつ、)適切な支援内容の検討を行っていないので、改善してください。 ( ) は、行っていなかった場合に記入	・支援内容の検討を行っていない。	Ż	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。		
アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	基準条例第16条第3項	<ul><li>○ アセスメントを行うに当たっては、利用者の意思 及び選好並びに判断能力等について把握していない ので、改善してください。</li></ul>		ā	アセスメントについて利用 者の意思等を把握していませ んでした。		

	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者 に面接を行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、 当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用 者の理解を得ているか。	基準条例第16条第4項	○ 施設障害福祉サービス計画作成のためのアセスメントは、利用者に面接して行ってください。	・アセスメントを行うにあたり、面接して行っていない。	A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
		○ サービス管理責任者は、アセスメントのための面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得てください。		A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成してい	基準条例第16条第5項	○ サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画の原案を作成していない(事例があった)ので、速やかに作成してください。		A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
るか。 この場合において、サービス管理責任者は、当該障害者支援施設が 提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の 福祉サービスとの連携についても、当該施設障害福祉サービス計画の 原案に位置付けるよう努めているか。		○ 施設障害福祉サービス計画に、利用者及びその家族の生活に対する意向(総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項、他の保健医療サービスや福祉サービス等との連携、など)が記載されていないので、記載してください。		В	
サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	基準条例第16条第6項	○ (サービス管理責任者が)施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催していないので、開催してください。		A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得ているか。	基準条例第16条第7項	○ 施設障害福祉サービス計画について、サービス管理責任者が利用者又は家族に対して説明していないので、説明してください。		A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
		○ 施設障害福祉サービス計画について、文書により 利用者の同意を得ていないので、同意を得てくださ い。		A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。	基準条例第16条第8項	○ 施設障害福祉サービス計画を利用者(及び利用者に対して指定計画相談支援を行う者)に交付していないので、交付してください。	・計画を交付していない。		施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
		( ) は、行っていなかった場合に記入			

	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	10.1	県ホームページ公表文例
サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サー	基準条例第16条第9項	<ul><li>サービス管理責任者が、モニタリングを行っていないので、改善してください。</li></ul>	・サービス管理責任者がモニタリングを 行っていない。	A	施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
位が一と入計画の見直しを行い、必要に応して当該施政障害倫在が一 ビス計画を変更しているか。この場合においては、第2項から前項ま での規定を準用する。		○ サービス管理責任者が、6月に1回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行っていないので、見直しを行ってください。			施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
		<ul><li>○ サービス管理責任者が、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行っていないので、改善してください。</li></ul>			施設障害福祉サービス計画 が係る一連の業務が適切に行 われていませんでした。
サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者 及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない 限り、次に定めるところにより行っているか。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。	基準条例第16条第10項	○ (サービス管理責任者が)モニタリングを行うに 当たり、定期的に利用者に面接していないので、改 善してください。			モニタリングを行うに当 たって、サービス管理責任者 が定期的に面接を行っていま せんでした。
		<ul><li>○ モニタリングの結果を記録していないので、記録してください。</li></ul>	も・結果を記録していない。	Α	モニタリングの結果を記録 していませんでした。
(施設障害福祉サービスの取扱方針) 障害者支援施設は、次条(第16条) 第1項に規定する施設障害福祉 サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の 支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮しているか。	基準条例第15条第1項	○ 施設支援計画に基づき、適切に支援を提供してく ださい。	・施設支援計画に基づいた適切な支援を提供していない。	A	施設支援計画に基づく支払 について、留意すべき点がよ りました。
(入所支援計画の作成) 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童 の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた障害児入所支援に 係る計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供	児童基準条例第70条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・計画が作成されていない。	A	施設支援計画が作成されて いませんでした。
するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置 を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援			・計画の作成が不十分である。	В	
を提供しているか。			※ 計画策定に係る児童相談所との 定期的な連絡協議は概ね年1回は実 施されているが、援助方針を踏ま えた計画策定までは規定されてい ない。(児童養護施設とは相違)		
(児童と起居を共にする職員等) 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第70条の規定 を準用する。	児童基準条例第79条第2 項				
(生活指導等) 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達 支援センターの長の計画の作成については、第68条第1項及び第70条 の規定を準用する。	児童基準条例第85条				
利用者の支援に関する記録等は整備されているか。	障害者支援施設等指導監	○ 個別の利用者支援に関する記録を適切に残してく	・利用者の支援の快知に関する記録がか	Α	利用者支援に関する記録が

	観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
Г					

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努めら	根拠法令等 障害者支援施設等指導 監査指針第1-1- (2)	进知用 文例	評価の基準	評価	県ホームペーン公表 又 例
本 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存 立 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存 立 で保管されているか。また、原材料についてもすべて 保存されているか。					
(食事) 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。) は、正当な理由なく、食事の提供を拒んでいないか。	基準条例第27条第1項	<ul><li>○ 正当な理由がなく食事の提供を拒んでいる事例があったので、改善してください。</li></ul>	・正当な理由がなく食事の提供を拒んでいる事例がある。	A	利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。
障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	基準条例第27条第2項	○ 利用者に対し施設における食事の有無(提供する食事の内容及び費用について)を説明してください。	・利用者に対し施設における食事の有無 (提供する食事の内容及び費用につい て)を説明していない。		利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。
		○ 利用者に対し施設における食事の有無(提供する食事の内容及び費用)について説明が不十分なので、改善してください。	・利用者に対し施設における食事の有無 (提供する食事の内容及び費用) につい て説明が不十分である。	В	
		○ 利用者に対し施設における食事の有無(提供する食事の内容及び費用について)を説明し、食事の提供について、利用者の同意を得てください。	・食事の提供について、利用者への説明と利用者の同意が確認できない。	A	利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。
		○ 食事の提供について、利用者の同意を得てくだ さい。	・食事の提供について、利用者の同意が確認できない。	A	利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量	基準条例第27条第3項	○ 利用者の利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮して、適切な時間に食事を提供してください。	・利用者の心身の状況及び嗜好を考慮していない。	Α	利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。
及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。			・利用者の身体状況の変化等(前年度比 較、特徴等)を確認、反映していない。	A	利用者への食事の提供に改 善すべき事例がありました。
		養管理を行ってください。	・必要な栄養管理を行っていない。	A	利用者への食事の提供に改 善すべき事例がありました。
		<ul><li>○ 利用者への食事の提供は、適切な時間に行ってください。</li></ul>	・利用者への食事の提供が適切な時間に行われていない。	В	
		○ 嗜好調査(又は残食(菜)、調査検食等)を行い、その結果等を献立に反映するなど適切な食事の提供に努めてください。	・嗜好調査、残食(菜)調査、検食等を行っていない。	В	
障害者支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理 を行っているか。	基準条例第27条第4項	○ 利用者への食事の提供に当たっては、あらかじめ作成された献立に従って調理を行ってください。	・あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていない。		あらかじめ作成された献立 に従って調理を行っていませ んでした。
障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者 支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算 定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努め ているか。	基準条例第27条第5項	○ 栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めてください。	・保健所等の指導を受けていない。(栄養士を置かないとき)	В	
保存食(給食原材料及びは調理済食品)を一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保存しているか。	大量調理施設衛生管理 マニュアルⅡ-5-(3)	○ 給食原材料〈及び、又は調理済食品)は、確実に保存 してください。	・給食原材料・調理済食品の保存期間が 2週間(336時間)未満になっている。 ・給食原材料〈及び、又は調理済食品) を一切、保存していない。		給食原材料(調理済食品) の保存に不十分な点がありま した。
(食事) 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同 じ。)は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童 福祉施設内で調理する方法(第8条の規定により、当該児童福 祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室におい て調理する方法を含む。)により行っているか。	児童基準条例第14条第 1項	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。			
2 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、 変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含 有する献立にしているか。	児童基準条例第14条第 2項	○ 利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行ってください。	・利用者の身体状況の変化等(前年度比 較、特徴等)を確認、反映していない。	A	利用者への食事の提供に改 善すべき事例がありました。
3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜(し)好を考慮しているか。	児童基準条例第14条第 3項	○ 利用者の利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮して、適切な時間に食事を提供してください。	・利用者の心身の状況及び嗜好を考慮していない。	A	利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。
4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理 を行っているか。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環 境の下で調理を行う場合は、この限りでない。	児童基準条例第14条第 4項	○ 利用者への食事の提供に当たっては、あらかじめ作成された献立に従って調理を行ってください。	・あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていない。		あらかじめ作成された献立 に従って調理を行っていませ んでした。

指導基準(障害者支援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	<b>通知用文例</b>	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の	児童基準条例第14条第	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成		PIT IIII	
推進に努めなければならない。	5項	する。			
給食の適正な運営のため、定期的に施設長を含む関係職員に	児童福祉施設における	○ 給食に関する会議等を定期的に開催し、献立等に反	・給食に関する会議を開催していない。	В	
よる情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・	給食業務に関する援助	映させてください。 (児童福祉施設のみ)			
評価を通して給食運営の改善に努めるよう、援助及び指導を 行っているか。	及び指導について(H 17.3.29 局長連名通	(児重備征施設のみ)			
11 2 64 .2% 9	知) 2-(4)				
カ 食器類の衛生管理に努めているか。	  障害者支援施設等指導	┪			
キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。	監査指針第1-1-				
	(2)				
		4			
(衛生管理等)	++ >46 AZ [m] byte 0.0 AZ byte = = =T	O ZUEL # 5 (4 EL ) - # 10 (4 EL ) - # 10 - #	71 II # 5 (5 III ) 4 30 (# II 50 A) II ) 5 (# II	١.	71 H 4 5 (4 H 1 2 4 H 4 7 2 )
障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する 水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講	基準条例第38条第1項	○ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措	利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及	A	利用者の使用する設備及び 飲用に供する水について、衛
ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適		置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機	び衛生上必要な措置を講ずるとともに、		生的な管理に努め、及び衛生
正に行っているか。		械器具等の管理を適正に行ってください。	健康管理等に必要となる機械器具等の管		上必要な措置を講ずるととも
			理を適正に行っていなかった。		に、健康管理等に必要となる
					機械器具等の管理を適正に 行っていませんでした。
					11 2 64 2 670 6 672.
障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中	基準条例第38条第2項	○ 障害者支援施設において感染症又は食中毒が発	障害者支援施設において感染症又は食	A	施設において感染症又は食
毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じている			中毒が発生し、又はまん延しないように		中毒が発生し、又はまん延し
か。		てください。	必要な措置を講じていなかった。		ないように必要な措置を講じていませんでした。
					CV & E/O C O/C.
(衛牛管理等)					
児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及	児童基準条例第13条第	○ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水につ	利用者の使用する設備及び飲用に供す	A	利用者の使用する設備及び
び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上	1項	いて、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措	る水について、衛生的な管理に努め、及		飲用に供する水について、衛
必要な措置を講じているか。		置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機 械器具等の管理を適正に行ってください。	び衛生上必要な措置を講ずるとともに、 健康管理等に必要となる機械器具等の管		生的な管理に努め、及び衛生 上必要な措置を講ずるととも
			健康官理寺に必要となる機械番具寺の官   理を適正に行っていなかった。		上心妄な指直を縛りるととも   に、健康管理等に必要となる
			TENERAL		機械器具等の管理を適正に
					行っていませんでした。
■	旧音其淮冬例第19条第	□ 児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生	   児童福祉施設において感染症又は食中	A	施設において感染症又は食
及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講	3項			A	中毒が発生し、又はまん延し
じているか。		ください。	要な措置を講じていなかった。		ないように必要な措置を講じ
					ていませんでした。
調理員等の検便検査					
調理従事者は臨時職員を含め、月1回以上の検便検査を実施	大量調理施設衛生管理	○ 調理従事者の検便検査は月1回以上実施してく	・検便検査を全く実施していない。	A	調理従事者等の検便検査が
しているか。	マニュアルⅡ-5-(4)②	ださい。			未実施でした。
			・検便検査を実施していない月がある。	Α	
					実施していない月がありまし
					7こ。
I	I	I	I	ı	I .

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例 評価	価の基準 評価	<b>国県ホームページ公表文例</b>
		○ 調理従事者(調乳担当者)で検便検査を実施し ・ 様 ていない月がある職員がいたので、必ず月1回以 る。 上実施してください。	検便検査の未実施の月がある職員がい B。	
検便検査項目に不足がないか。(赤痢菌・サルモネラ属菌 〇-157)	・ 大量調理施設衛生管理 マニュアルⅡ-5-(4)②	<ul><li>○ 検便検査項目で赤痢菌(サルモネラ属菌、O− 157)を実施してください。</li></ul>	検便検査項目が不足している。 B	
		○ 10月から3月まではノロウィルスの検便検査を 月に1回以上又は必要に応じて実施するよう努め てください。	ノロウィルスの検便検査を実施してい かった。	

相導基準(障害有叉抜肥政等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
るか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。 トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(3) 障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(4)				
また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(5)				
(介護) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援 及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行ってい るか。	基準条例第19条第1項	○ 施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の 状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実 に資するよう、適切な方法により介護を行ってくだ さい。		A	施設入所支援の提供に当 たって、適切な方法により介 護を行っていませんでした。
障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。			合の代替日を設けるなどにより入浴等が 確保されていない。	A	施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清しきしていませんでした。
障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために 必要な援助を行っているか。	基準条例第19条第3項	○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のための必要な援助を行ってください。		A	生活介護又は施設入所支援 の提供に当たって、適切な方 法により排せつの自立のため の必要な援助を行っていませ んでした。
障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えている か。	基準条例第19条第4項	○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えてください。		A	生活介護又は施設入所支援 の提供に当たって、おむつを 使用せざるを得ない利用者の おむつを適切に取り替えてい ませんでした。
(衛生管理等) 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (衛生管理等)		○ 衛生的な被服及び寝具の確保をしてください。	・衛生的な被服及び寝具を確保していなかった。	A	利用者に衛生的な被服及び 寝具の確保をしていませんで した。
児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じ ているか。			・衛生的な被服及び寝具を確保していなかった。	A	利用者に衛生的な被服及び 寝具の確保をしていませんで した。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(衛生管理等) 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、当該者が身体を清潔に維持てきるよう、適切な方法により入浴させ、又は清しきしているか。		○ 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしてください。	・入浴日が行事日、祝日等に当たった場合の代替日を設けるなどにより入浴等が確保されていない。		適切な方法により利用者を 入浴させ、又は清しきしてい ませんでした。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(1) 障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(2)				
(介護) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援 及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行ってい るか。	基準条例第19条第1項	<ul><li> ○ 施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の 状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実 に資するよう、適切な方法により介護を行ってくだ さい。</li></ul>	な方法により介護を行っていない。	A	施設入所支援の提供に当 たって、適切な方法により介 護を行っていませんでした。
障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、 利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支 援を適切に行っているか。		○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、 利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他 日常生活上必要な支援を適切に行ってください。			利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常 生活上必要な支援を適切に 行っていませんでした。
(訓練) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援 及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行ってい るか。		○ 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援 と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっ て訓練を行ってください。		A	利用者の自立の支援と日常 生活の充実に資するよう、適 切な技術をもって訓練を行っ ていませんでした。
障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対 し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用 者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。			活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対	A	利用者に対し、自立した日 常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、当該利用者 の心身の特性に応じた必要な 訓練を行っていませんでし た。

指導基準 (障害者支援施設等) 観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(8) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(3)				
ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。  イ 入院、通院している者の処遇(看護、付添等)は、適切に行われているか。 ウ 機能訓練(肢体、視覚、聴覚、音声、言語等)は、適切に行われているか。 エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。					
オ おこづかい等の使途について、適切な指導が行われているか。 カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。(就学準備、通学方法、PTA活動など) キ 施設内指導は、適切に行われているか。 (補習、就学猶予・免除者に対する指導など)					
(生活指導及び学習指導) 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害 児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう日常生活に おいてこれを行っているか。	児童基準条例第68条第1 項	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成 する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(児童と起居を共にする職員等) 福祉型障害児入所施設(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障 害児入所施設を除く。)における児童と起居を共にする職員について は、第64条の規定を準用する。	児童基準条例第71条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(児童と起居を共にする職員等) 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人 を児童と起居を共にさせなければならない。	児童基準条例第64条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(児童と起居を共にする職員等) 医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる医療 型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。)における児童 と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療 型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68 条、第69条及び第72条の規定を準用する。	児童基準条例第79条第1項	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(生活指導等) 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達 支援センターの長の計画の作成については、第68条第1項及び第70条 の規定を準用する。	児童基準条例第85条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(心理学的及び精神医学的診査) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行っているか。ただし、当該診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	児童基準条例第73条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(心理学的及び精神医学的診査) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理 学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。	児童基準条例第77条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。

<b>抬道</b> 其淮	(隨害者支援施設等)

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。	児童基準条例第83条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(職業指導) 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適正に応 じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における 職業指導については、第61条第3項の規定を準用する。	児童基準条例第69条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び 態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業 選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供 その他の支援及び必要に応じて行う実習、講習その他の支援に より行わなければならない。	児童基準条例第61条第3項	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。
(入所支援計画の作成) 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童 の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた障害児入所支援に 係る計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供 するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置 を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援 を提供しなければならない。	児童基準条例第70条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成 する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が行われていませんでした。
(保護者等との連絡) 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力 を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を 取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の 生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければな らない。	児童基準条例第72条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成 する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が行われていませんでした。
(保護者等との連絡) 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及 び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福 祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、 その協力を求めなければならない。	児童基準条例第82条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成 する。	・指針どおり行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A 児童に対する適切な処遇が 行われていませんでした。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
(9) 医学的管理は、適切に行われているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第1-1-(6)			
ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は 適切に行われているか。				
(健康管理) 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとと もに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	基準条例第29条第1項	<ul><li>○ 利用者の健康診断は、年2回実施してください。</li></ul>	・利用者の健康診断を実施していない、 又は年2回実施していない。	A 利用者の健康診断が未実施でした。
障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、 毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	基準条例第29条第2項	○ 利用者の健康診断について、年2回実施していない事例があったので、実施してください。	・利用者の健康診断を年2回実施していない事例がある。	A 利用者の健康診断の回数に 不足がありました。
(入所した者及び職員の健康診断) 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行っているか。		※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。		
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の 左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断 がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当 すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一 部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉 施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把 捏しているか。 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 → 入所時の健康診断 見童が通学する学校における健康診断 ⇒ 定期の健康診断又は臨時の健康診断		○ 保育所等での健康診断を施設の入所時の健康診断 (定期健康診断又は臨時健康診断)に代えた場合 は、健康診断結果を保管してください。	・保育所等での健康診断を施設の入所時の健康診断(定期健康診断又は臨時健康診断)に代えていたが、健康診断の結果を入手しておらず、把握してなかった。	В
3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供の解除、停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しているか。		※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成 する。		
4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払っているか。				

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	<b>通知用文例</b>	評価の基準	評価	県ホームページ公表
(入所した児童に対する健康診断) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しているか。 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しているか。		※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。			
(入所した児童に対する健康診断) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入 所施設における第15条第1項に規定する入所時の健康診断につ いては、第74条第2項の規定を準用する。	児童基準条例第78条	※ 実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成する。	i ·		
(衛生管理等) 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を 講じているか。 (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開 催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るこ	基準条例第38条第2項	<ul><li>○ 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じてください。</li></ul>	・感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていない。		施設において感染料中毒が発生し、又はないように必要な措置でいませんでした。
と。 (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。					
(衛生管理等) 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	項	<ul><li>○ 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じてください。</li></ul>	・感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていない。		施設において感染症 中毒が発生し、又はまないように必要な措置 ていませんでした。

指導基準(障害者支援施設等)					
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱	障害者支援施設等指導監 查指針第1-1-(6)	<ul><li>○ 利用者の身体状況・症状等に応じ、医師による医学的管理を行い、看護師等へ指示を適切に行ってください。</li></ul>	・個々の利用者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われていなかった。	В	
(職員の配置の基準) 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおり としているか。 ⇒ 別添、【別表】人員に関する基準のとおり	基準条例第4条	○ 基準に定められた職員(各種職員、夜勤者等) を配置してください。	・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。	A	職員の配置が不足している 点がありました。
(職員) 施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。 ⇒ 別添、【別表】人員に関する基準(児童)のとおり	児童基準条例第67条、第 76条、第81条	○ 基準に定められた職員(各種職員、夜勤者等) を配置してください。	・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。	A	職員の配置が不足している 点がありました。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
(10) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。 (社会生活上の便宜の供与等) 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション 行事を行うよう努めているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-1-(7) 基準条例第28条第1項 隨害者支援施設等指導監	○ 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行 うよう努めてください。	・適宜利用者のためのレクリエーション 行事を行うよう努めていない。	В
(11) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられて いるか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	障害者文援施設等指導監查指針第1-1-(8)			
(社会生活上の便宜の供与等) 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	基準条例第28条第3項	○ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めてください。	・常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。	В
(保護者等との連絡) 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質 及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要 に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司(法第12条の3第2 項第6号に規定する児童福祉司をいう。第82条において同 じ。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指 導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めている か。	児童基準条例第72条	児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をと り、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につ	・児童の保護者に児童の性質及び能力を 説明するとともに、児童の通学する学校 及び児童福祉司又は児童委員と常に密接 な連絡をとり、児童の生活指導、学習指 導及び職業指導について、協力を求めて いない。	В
(児童と起居を共にする職員等) 医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。)における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。	児童基準条例第79条			
(保護者等との連絡) 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めているか。	児童基準条例第82条	児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につ	・児童の保護者に児童の性質及び能力を 説明するとともに、児童の通学する学校 及び児童福祉司又は児童委員と常に密接 な連絡をとり、児童の生活指導、学習指 導及び職業指導について、協力を求めて いない。	В

指導基準(障害者支援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(12) <u>苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決</u> <u>に適切に対応しているか。</u>	障害者支援施設等指導 監査指針第1-1- (9)				
(苦情への対応等) 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービス に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他 の必要な措置を講じているか。	基準条例第42条第1項	○ 苦情解決のための手続等を明確にするとともに 第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備 してください。 ※ 苦情に対する取組が全く行われていない場合に	・苦情解決に対する取組が全く行われていない。	A	苦情解決体制が整備されて いませんでした。
障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情の内容等を記録しなければならない。	基準条例第42条第2項	文書指摘とする。  ○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録してください。	・苦情の内容等を記録していない。	A	苦情の内容等を記録してく ださい。
(苦情への対応) 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している 者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する ため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な 措置を講じているか。	児童基準条例第20条第 1項	○ 苦情解決のための手続等を明確にするとともに 第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備 してください。	・苦情解決に対する取組が全く行われていない。	A	苦情解決体制が整備されて いませんでした。
2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者を関与させているか。	児童基準条例第20条第 2項				
	による福祉サービスに 関する苦情解決の仕組 みの指針について(平 成12年6月7日厚生省通	○ 苦情解決の第三者委員を選任し、利用者等への 周知を図ってください。	・苦情解決の第三者委員を選任していない。	A	第三者委員が選任されてい ませんでした。
	知)	○ 苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談 や苦情を受け付ける体制となるよう、要綱の改正 等を検討してください。	・苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となっていない。	В	
		○ 苦情解決体制について、保護者等にお知らせを 配布するとともに、わかりやすい場所にポスター を掲示するなど、周知を図ってください。	・苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布していない。わかりやすい場所にポスターを掲示するなどの周知を図っていない。	В	
		○ 苦情解決体制において、第三者委員を設置しているが、第三者委員の氏名、連絡先等について、施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者への周知を図ってください。	・苦情解決体制の第三者委員の氏名、連 絡先等を利用者へ周知していない。	В	

観点(基本的な考え方) 根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
	○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記してください。	録・苦情の内容等を記録していない。	A 苦情の内容等を記録してく ださい。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(13) 実施機関との連携が図られているか。	障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(10)				
(障害福祉サービス事業者等との連携等) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当 たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害者支 援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携 に努めているか。	基準条例第13条	の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供	・市町村(特別区を含む。以下同じ。)他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。	A	障害福祉サービス事業者等 との連携に努めていませんで した。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(14) 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切 に行われているか。	障害者支援施設等指導 指針第1-1-(11)				
(給付金として支払を受けた金銭の管理) 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (4) 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係	基準条例第32条	<ul> <li>○ 給付金をその他の財産と区分してください。</li> <li>○ 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いてください。</li> <li>○ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備してください。</li> <li>○ 利用者が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。</li> </ul>	・給付金をその他の財産と区分していない。 ・利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。 ・利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 ・利用者が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。	A A A	預り金(小遣い等)の取扱いに改善すべき点がありました
る金銭を当該利用者に取得させること。 (給付金として支払を受けた金銭の管理)	児童基準条例第16条	障害者支援施設を参照。			
<ul><li>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</li><li>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</li><li>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</li></ul>					

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(15) <u>虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	障害者支援施設等指導 監査指針第1-1- (12)				
(障害者支援施設の一般原則) 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常 に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供 に努めているか。	基準条例第3条第2項	○ △△園において、職員が利用者に対して適切でない対応があったので、法人として人権に関する研修などを実施し、今後二度と起こさないような取組みをしてください。	・職員が利用者に対して適切でない対応をした事例がある。	A	利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。
障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等 のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 し、研修の実施その他の措置を講じているか。	基準条例第3条第3項	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備してください。	・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ための責任者を設置する等の体制を整備 していない。	A	虐待の防止等必要な体制を 整備していませんでした。
		○ 人権の擁護、虐待の防止等のため、職員への研修の実施その他の措置を講じてください。	・人権の擁護、虐待の防止等に係る職員 への研修を実施していない。	A	虐待の発生又はその再発を 防止するための措置が講じら れていませんでした。
(虐待の防止) 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対	基準条例第44条の2	○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していないので、改善してください。	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。	A	虐待の発生又はその再発を 防止するための措置が講じら れていませんでした。
策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していないので、改善してください。	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していない。	A	n
(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。		○ 虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を定期的に実施していないので、改善してください。	・年1回以上定期的な研修の実施をしていない。	A	n
		虐待の発生等を防止するための措置を適切に実 ○ 施するための担当者を置いてください。	・虐待防止のための担当者として、サービス管理責任者等を配置を配置していない。	A	n
(虐待等の禁止) 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第 33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な 影響を与える行為をしてはいないか。	児童基準条例第10条	○ 児童虐待が行われていたので、速やかに障害者 の安全確保と虐待の防止に向けた措置を講じると ともに原因の究明と再発防止に向けた組織的な取 組みを行ってください。	・虐待が行われている。	A	虐待がありました。

指导基準(厚吉有文 <b>佞</b> 施設寺)	Li- no St. A. C.		Library Dr. Mr.		
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
被措置児童等虐待とは、障害児入所施設の長、その職員	児童福祉法第33条の10				
その他の従業者(以下「施設職員等」と総称する。)が、				1	
入所する児童(以下「被措置児童等」という。)について					
行う次に掲げる行為をいう。				1 1	
一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれ				1 1	
のある暴行を加えること。					
二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置					
児童等をしてわいせつな行為をさせること。					
三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著し					
い減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする					
他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他					
の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。					
四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な					
対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言					
動を行うこと。				1 1	
201 C 11 7 C C 0				1	
					<b>.</b>
				1 1	<b>.</b>
障害者福祉施設従事者等が、当該障害福祉施設に入所	障害者虐待の防止、障	 ○ 障害者の尊厳や障害者の自立及び社会参加を妨	・障害者虐待が行われている。	A	障害者虐待がありました。
し、その他当該隨害福祉施設を利用する隨害者について行	害者の養護者に対する	げる虐待が行われていたので、速やかに障害者の	1+ 11 11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/		中日日
う又は当該障害福祉サービス事業等にかかるサービスの提	支援等に関する法律(以	安全確保と虐待の防止に向けた措置を講じるとと			
供を受ける障害者について次のいずれかに該当する行為	下、「隨害者虐待防止	女主権体と虐待の防止に向けた相置を講じるとと   もに原因の究明と再発防止に向けた組織的な取組			
(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)を行ってい	法」という。)(平成23	- もに赤囚の元列と丹光例立に同じた風蔵的な収温 - みを行ってください。			
(陸音有価性) を行うでいた。 ないか。	年6月24日法律第79号)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
1 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるお	第2条第7項				
それのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害	分 2 未 分 1 包				
者の身体を拘束すること。					
有の分件を刊来すること。				1 1	
2 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者					
をしてわいせつな行為をさせること。 をしてわいせつな行為をさせること。					
としてわいとうなり物とことのこと。					
3 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対				1 1	
応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい					
心理的外傷を与える言動を行うこと。					
石生17年あてずんの日期で11月~こ。				1	
4 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時				1	
間の放置、前三号に掲げる行為と同様の行為の放				1	
間の放置、削二々に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を				1	
重、 てい				1	
有して心でして。					<b> </b>
5 障害者の財産を不当に処分することその他障害				1	
者から不当に財産上の利益を得ること。				1 1	<b>.</b>
1 4 5 1 1 1 - 14 2 2 2 14 0 C C 0				1	
				1	
	merchant in the state of the state			1 . !	
障害者福祉施設従事者等障害者の福祉に職務上関係のあ	障害者虐待防止法(平	○ 障害者福祉施設従事者等障害者の福祉に職務上	・障害者虐待の早期発見に努めていな	Α	障害者虐待の早期発見に努
る者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にある	成23年6月24日法律第79	関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見し	V 1°		めていませんでした。
ことを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めているか。	号)第6条第2項	やすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早			<b>.</b>
		期発見に努めてください。		1	
				1	
	I		1	1 I	l l

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しているか。	障害者虐待防止法(平成23年6月24日法律第79号) 第16条	○ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報してください。	・障害者虐待を受けたと思われる障害者 を発見した者が、市町村に通報していな い。	A	障害者虐待を発見した際に 市町村に通報していませんで した。
被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関(以下この節において「都道府県の行政機関」という。)、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しているか。	児童福祉法第33条の12				
(16) 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	障害者支援施設等指導 監查指針第1-1- (13)				
(身体的拘束等の禁止) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当 たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利 用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」とい う。)を行っていないか。	基準条例第40条第1項	<ul><li>○ 緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束等その他入所者の行動を制限する行為を行っているので、改善してください。</li></ul>	・緊急やむを得ない場合以外で、身体的 拘束等を行っている。	A	緊急やむを得ない場合以外 に、身体的拘束等を行ってい る事例がありました。
障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、 緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録している	基準条例第40条第2項	○ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録してください。	・ (○月○日の) 身体的拘束等を行った際の記録がない。	A	身体的拘束等を行った際の 記録がありませんでした。
か。			・身体的拘束等の態様等によって、記録 等が行われていない事例がある。	A	身体的拘束等の実施に際して、記録等が不十分な事例がありました。

指導基準 (障害者文援施設等) 観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じているか。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員	基準条例第40条第3項	○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していないので、改善してください。	・身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を開催していない。	A	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていませんでした。
に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を		○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していないので、改善してください。	・身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会の結果を従業者に周知し ていない。	A	n
定期的に実施すること。		○ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していないので、改善してください。	・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	A	II
		○ 身体的拘束等の適正化のため、従業者に対し、研修を定期的に実施していないので、改善してください。	・研修を年1回以上定期的に実施していない。	A	n
身体的拘束等を行う場合は、利用者本人の生命、身体、 権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合である か。	「障害者福祉施設等に おける障害者虐待の防 止と対応の手引き」令 和4年4月 厚生労働 省 社会・援護局 障害 保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室	○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施する場合には、身体的拘束等を行うことによる本人への悪影響を勘案し、それでも身体的拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認してください。	・身体的拘束等を行うことによる本人への悪影響を勘案し、それでも身体的拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認していない。	A	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替の介護方法を 検討しているか。(なお、やむを得ず行動制限等を行う際 には、それ以外の方策がなかったか。)		○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施 する場合には、代替策等の十分な検討を実施して ください。	・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の代替策等の検討が行われていない。	A	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
身体的拘束等を行うことは、一時的な対応となっている か。		○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応が恒常 的に実施されているので、必要性についての十分 な検討を実施してください。	・一時的な対応となっていない。	A	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
利用者本人や家族等に身体的拘束等の内容、理由、拘束 の時間〈時間帯〉、期間等できるかぎり詳細に説明してい るか。		○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施する場合には、利用者(入居者)や家族等へ詳細な説明を実施してください。	・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合、利用者等への詳細な説明を行っていない。	A	身体的拘束等の実施に際して、利用者等への説明が不十分な事例がありました。
身体的拘束等に関する説明書、経過観察記録など適切な 記録を作成し、保存しているか。		<ul><li>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する際は、 適切な記録等を残してください。</li></ul>	・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の経過や実施記録等が整備されていない。	A	身体的拘束等の実施に際して、記録が不十分な事例がありました。
実際に身体的拘束等を行う場合、常に観察、再検討を行い、やむを得ない理由等の把握・改善を図っているか。		○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施には、十分 な検討を実施してください。	・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の観察・検討が十分に行われていない。	A	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
3 利用者の生活環境等の確保					
施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第1-2				
ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明 は適切にされているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第 1 - 2				
(設備の基準) 運営上必要な設備を次のとおり設けているか。 ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準、【別表】設備に 関する基準(児童)のとおり	基準条例第10条 児童基準条例第66条、75 条、80条、86条	<ul><li>○ △△の変更により施設の設備基準に適合していないので、是正をしてください。</li></ul>	・使用内容の変更によって設備基準に不 適合となっている。	A	施設設備について基準に満 たない部分がありました。
	未、00未、00未				
	社会福祉法第63条 児童福祉法施行規則第 37条	○ △△が変更されているので、施設変更届の手続を行ってください。	・設備の使用内容を変更している。	В	
(構造設備) 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性 に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の 保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたも のか。	基準条例第8条第1項	○ 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に 応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利 用者の保健衛生に関する事項及び防災について十 分考慮してください。	・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していない。	A	施設設備について基準に満 たない部分がありました。
(児童福祉施設の一般原則) 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な 考慮を払って設けられているか。	児童基準条例第5条第 5項	○ 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に 応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利 用者の保健衛生に関する事項及び防災について十 分考慮してください。	・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、 採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していない。	A	施設設備について基準に満 たない部分がありました。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
4 自立、自活等への支援援助					
	障害者支援施設等指導監				
<u>自活等への援助が行われているか。</u>	査指針第1-3-(1)				
(1) <u>生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当</u> たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考					
<u>につては、地域の美情业のに製品及のサービスの支給状况等を考</u> <u>慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業</u>					
量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措					
置を講じているか。					
(生産活動)	++ >166 A7 bre   brite o . A7			1.1	11 TEST A 1/4 A A 12 11 ) - 3.
障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところ	基準条例第21条	○ 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に 従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な		A	生産活動の機会の提供にあたって改善すべき点がありま
により行っているか。		負担とならないように配慮してください。	等がその者に過重な負担とならないよう		した。
(1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮し			に配慮されていない。		
て行うよう努めること。 (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過		 ○ 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の	・利田老の陪実の歴歴学を財主さた工士	A	生産活動の機会の提供にあ
(2) 生産活動に促動する者の日来時间、日来重要がその者に過 重な負担とならないよう配慮すること。		□ 全産活動の能率の同工が図られるよう、利用者の ■ 障害の特性等を踏まえた工夫を行ってください。	・利用者の障害の特性等を始まえた工大  をしていない。		たって改善すべき点がありま
(3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			した。
性等を踏まえた工夫を行うこと。			ルカオ利を与入したことのしてエコー	١. ١	11. 支牙利 5. 操入 5. 担 川 ) 5 上
(4) 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安 全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。		○ 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産 活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じ		A	生産活動の機会の提供にあたって改善すべき点がありま
土に口ノために名女がつ過めな旧世を時かること。		日勤を女主に行うために必要がう過剰な指置を構 <i>し</i> てください。			した。
					_
(2) <u>生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われ</u>	障害者支援施設等指導監				
<u>る生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又</u>	查指針第1-3-(2)				
は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産 活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃					
として支払っているか。					
(工賃) 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B	基準条例第22条第1項	  ○ 利用者への工賃の支払いを適切に行ってくださ	  ・利用者への工賃の支払いについて、定	A	利用者への工賃支払につい
型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生	盔华木内为44木为 1·5		めに則していない等不適切な事例があっ		て改善すべき点がありまし
活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係			た。		た。
る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に 相当する金額を工賃として支払っているか。			(一部不払い等利用者に不利益な対応の 場合。)		
相目りる金額を工具として又払つているか。			物		
2 就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により	基準条例第22条第2項	 ○ 利用者1人当たりに対して支払われる1月当た	  ・利用者1人当たりに対して支払われる	1 , 1	利用者への工賃支払につい
利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平		りの工賃の平均額が、3千円を下回っているので	1月当たりの工賃の平均額が、3千円を	A	て改善すべき点がありまし
均額(第4項において 「工賃の平均額」という。)は、3		改善してください。	下回っている。		た。
千円を下回っていないか。					
3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たって	基準条例第22条第3項	○ 就労継続支援B型を提供する場合は、年度ごと	・工賃の目標水準が設定されていない。	A	工賃の目標水準を設定して
は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支 援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高		に、工賃の目標水準を設定してください。			いませんでした。
あるよう努めているか。					
-					
	I	I	I	1 1	

11 - 2 24 11 244	control to the second control
<b>培道其准</b>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

指導基準(障害者文援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	<b>一</b> 通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たって	基準条例第22条第4項	○ 工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対	<ul><li>・工賃の目標水準及び工賃の平均額が利</li></ul>	A 工賃の目標水準及び工賃の
は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標 水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃 の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告している		し支払われた工賃の平均額を利用者に通知してくだ さい。	用者に通知されていない。	平均額を利用者に通知していませんでした。
か。		○ 工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を知事(県)へ報告してください。		A
(3) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-3-(3)			
(実習の実施) 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が 施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよ う、実習の受入先を確保しているか。	基準条例第23条第1項	○ (就労移行支援提供に当たっては)実習の受入先 の確保に努めてください。		В
障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めているか。	基準条例第23条第2項	○ (就労継続支援B型の提供に当たっては) 実習の受 入先の確保に努めてください。	・(就労継続支援B型の提供に当たっては)実習の受入先の確保に努めていない。	В
障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。		○ (実習の受入れ先の確保に当たっては)公共職業 安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援 学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び 適性を踏まえて行うよう努めてください。	援センター他、関係機関と連携し、利用	В
(4) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第1-3-(4)			
(求職活動の支援等の実施) 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業 安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援してい るか。	基準条例第24条第1項	○ (就労移行支援の提供に当たっては、)公共職業 安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活 動を支援してください。		В
障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	基準条例第24条第2項	○ (就労継続支援B型の提供に当たっては、)公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めてください。		В
障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	基準条例第24条第3項	○ (就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、)公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めてください。	援センター、特別支援学校その他の関係 機関と連携し、利用者の意向及び適性に	В

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(5) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第1-3- (5)				
(職場への定着のための支援の実施) 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行っているか。	基準条例第25条第1項	○ (就労移行支援の提供に当たっては、)利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行ってください。	継続して支援を行っていない。	A	当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を 行っていませんでした。
障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めているか。	基準条例第25条第2項	○ (就労継続支援B型の提供に当たっては、)利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めてください。	継続して支援を行うよう努めていない。	В	
(6) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者 が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(5)の支援が 終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指 定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-3-(6)				
(職場への定着のための支援の実施) 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者 が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める 支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられる よう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	基準条例第25条第3項	<ul><li>○ 利用者が就労移行支援が終了した日以後速やかに 指定就労定着支援が利用できるよう、指定就労定着 支援事業者と連絡調整を行ってください。</li></ul>		A	就労定着支援事業者と連絡 調整を行っていませんでした。
障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	基準条例第25条第4項	○ 利用者が就労継続支援B型が終了した日以後速やかに指定就労定着支援が利用できるよう、指定就労定着支援事業者と連絡調整に努めてください。		В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(7) <u>児童福祉施設関係</u> 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行 われているか。	障害者支援施設等指導監查指針第1-3-(7)				
(職業指導) 第69条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に 応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよ うこれを行なっているか。 2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職 業指導については、第61条第3項の規定を準用する。	児童基準条例第69条	○ 児童に対して、適性、能力等に応じた職業指導を 行っていないので、適切に行ってください。	・児童に対して、適性、能力等に応じた 職業指導を行っていない。 (監査実施時に現場で判断すること)	A	児童に対する適切な職業指 導が行われていませんでし た。
(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整) 第61条 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援及び必要に応じ行う実習、講習その他の支援により行わなければならない。					
(児童と起居を共にする職員等) 第79条 医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。)における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。	児童基準条例第79条第1 項				

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
5 <b>預り金</b> (1) 預り金等の取扱いは適正に行われているか。	社会福祉施設における 入所者預り金の管理体制について(平成3年 10月24日 県福祉部長 通知) 社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成23年6月 30日 県地域保健福祉部長他)	○ 預り金の取扱いが適正に行われていないので改善してください。	<ul><li>①~⑥全てが行われていない。</li></ul>	A	預り金の取り扱いに不適切な点がありました。
預り金依頼書が、本人又は親権者、後見人若しくは代理 人から提出されているか。		○ 預り金依頼書が適正に管理されていないので改善してください。	・預り金依頼書が適正に管理されていない。	В	
預り金の管理は、個人別となっているか。		○ 預り金の管理は、個人別とするよう改善してください。	・預り金の管理が個人別となっていない。	В	
現金保管額が高額となっていないか。		○ 預り金の現金保管額が高額となっている(事例がある)ので、必要最小限の額となるよう改善してください。	・預り金の現金保管額が必要最小限となっていない。	В	
預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別々に定められ ているか。		○ 預金通帳と印鑑の保管管理は別の者が行うよう 改善してください。	・預金通帳と印鑑の保管管理を同一の者 が行っている。	В	
預り金の収支状況は、施設長により定期的に点検されて いるか。		○ 施設長による利用者等預り金の収支状況の確認 を実施してください。	・預り金収支状況の施設長確認が行われていない。	В	
預り金の払出し時は、利用者から払出し依頼票及び受領書を徴しているか。また、利用者から受領印を徴することが困難な場合は、複数職員立会のもと、授受がなされているか。		○ 利用者等の預り金の取扱いについて、定められた方法により、適正に実施してください。	・預り金の取扱い体制に改善すべき点が ある。	В	
預り金の収支残高を定期的に利用者、必要に応じて家族 等に報告しているか。		○ 預り金の収支残高について、定期的に利用者、 必要に応じて家族等に報告してください。	・利用者等への報告が行われていない。	В	
預り金規程が整備されているか。		○ 預り金規程を作成してください。	・預り金規程が作成されていない。	В	
預り金規程に基づいた取り扱いとなっているか。		○ 預り金規程と実態が相違しているので、是正してください。	・預り金規程に沿った対応になっていない。	В	

指導基準(障害者支援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力 を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。	障害者支援施設等指導 監查指針第 2				
1 施設の運営管理体制の確立 (1) 定員の遵守 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。  (定員の遵守) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉	障害者支援施設等指導 監査指針第2-1- (1) 基準条例第36条	<ul><li>○ 施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの 利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉</li></ul>	・災害、虐待その他のやむを得ない事情 がある場合以外で、施設障害福祉サービ	A	利用定員及び居室の定員を 超えてサービスの提供を行っ
サービスの提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場は、この限りでない。  (2) 諸規程の整備  必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-1- (2)	サービスの提供を行わないよう是正してください。	みのる場合以外で、地域の音音相似りで の種類でとのそれぞれの利用定員及び 居室の定員を超えて施設障害福祉サービ スの提供を行っている。		起えてす。 ていました。
(運営規程) 障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 (8) サービスの利用に当たっての留意事項 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類 (12) 虐待の防止のための措置に関する事項 (13) その他運営に関する重要事項	基準条例第34条	<ul><li>○ 運営規程 (、経理規程等必要な規程)を整備してください。</li><li>○ 運営規程の内容が、実態と相違しているので改善しください。</li><li>○ 運営規程の内容に、不足項目があるので整備してください。</li></ul>	・運営規程(、経理規程等)が整備されていない。	A B B	運営規程等必要な規程が未整備でした。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
(児童福祉施設内部の規程) 児童福祉施設(保育所を除く。)は、次に掲げる事項の うち必要な事項につき規程を定めているか。 (1) 入所する者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項	児童基準条例第17条第 1項	○ 運営規程 (、経理規程等必要な規程) を整備してください。	・運営規程(、経理規程等)が整備されていない。	A 運営規程等必要な規程が未 整備でした。
		○ 運営規程の内容が、実態と相違しているので改善しください。		В
		○ 運営規程の内容に、不足項目があるので整備してください。		В
(3) 帳簿の整備				
施設運営に必要な帳簿は整備されているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-1- (3)			
(記録の整備) 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する 記録を整備しているか。 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サー ビスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障 害福サービスを提供した日から5年間保存しているか。	基準条例第45条	○ 施設運営に必要な関係帳簿を整備してください。	・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・ 設備の運営確認に支障が生じているある いは生じるおそれがある。	A 施設運営に必要な関係帳簿 に未整備なものがありまし た。
(1) 施設障害福祉サービス計画 (2) 第40条第2項に規定する身体的拘束等の記録 (3) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (4) 第44条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際 して採った処置についての記録			・施設、職員、設備、備品及び会計に関する記録が整備されていない。	A
して味りただ直についてい。山外		施設運営に必要な記録(具体的に記載)を整備 してください。 (サービス提供の記録) (施設障害福祉サービス計画) (身体拘束等の記録)	・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。	A ○○(上記記載例) に関する 記録が未作成でした。
		(苦情の内容等の記録) (事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)		
		<ul><li>○○(上記記載例) に関する記録を5年間保存してください。</li></ul>	・○○(上記記載例) に関する記録を5年間保存していない。	В

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
(帳簿の整備) 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者 の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	児童基準条例第18条	○ 施設運営に必要な関係帳簿を整備してください。	・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・ 設備の運営確認に支障が生じているある いは生じるおそれがある。	A 施設運営に必要な関係帳簿 に未整備なものがありまし た。
			・施設、職員、設備、備品及び会計に関する記録が整備されていない。	A
		施設運営に必要な記録(具体的に記載)を整備 してください。 (サービス提供の記録) (施設障害福祉サービス計画) (身体拘束等の記録) (苦情の内容等の記録) (事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)	・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。	В
		○ ○ ○ (上記記載例) に関する記録を 5 年間保存してください。	・○○(上記記載例) に関する記録を5年間保存していない。	В

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実 (1) 職員の配置 ① 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。	障害者支援施設等指導監查指針第2-1-(4)				
(職員の配置の基準) 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のと おりとしているか。 ⇒ 別添、【別表】人員に関する基準、【別表】人員に 関する基準(児童)のとおり	児童基準条例第67条、76 条、81条、87条	○ 基準に定められた職員(各種職員、夜勤者等) を配置してください。	・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。	A	職員の配置が不足している 点がありました。
② 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事している か。	障害者支援施設等指導監 查指針第2-1-(5)				
第1項に規定する障害者支援施設の職員 (施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者であるか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	基準条例第4条第3項	○ 職員 (施設長を除く。) は、生活介護の単位若 しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介 護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又 は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓 練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の 提供に当たれるよう是正してください。	・専ら当該施設の職務に従事していない。 利用者の支援に支障がある。	A	専ら当該施設の職務に従事 していない職員がありまし た。
③ 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第2-1-(7)	○ 育児休業、産休等代替職員は確保されていないので速やかに改善してください。	・育児休業、産休等の代替職員が確保できていない。	A	育児休業等代替職員の確保 がされてませんでした。
(4) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運 営管理に支障が生じないような体制がとられている か。	障害者支援施設等指導監查指針第2-1-(6)				
(施設長の資格要件) 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律 第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しく は社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以 上の能力を有すると認められる者であるか。	基準条例第7条	<ul><li>○ 施設長が欠員となっているので早急に改善してください。</li><li>○ 施設長が資格要件を満たしていないので改善してください。</li></ul>	・施設長が欠員となっている。 ・施設長が資格要件を満たしていない。	A A	施設長が未配置でした。 施設長の資格要件が満たされていませんでした。

指导基準(厚吉有文 <b>货</b> 施設等)	Lin iin XI. A. 446		The base of the Mile	that from	
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(資格等) 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢18年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校文は旧専門学校に切りに基づく、高等学校、専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて南生の指定する社会福祉に関する科目を修めて南共に表づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認	社会福祉法第19条第1項				
められる者として厚生労働省令で定めるもの 前条(社会福祉法第62条) 第1項の規定による届出をした 者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日 から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出てい るか。	社会福祉法第63条	○ 施設長の変更届を速やかに県に提出してください。	・施設長の変更を届出していない。	A	施設長の変更届が未提出でした。
(施設の設置) 第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。 一 施設の名称及び種類 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 三 条例、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 事業開始の予定年月日 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び 経歴	社会福祉法第62条				
七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者 か。 ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は当該 障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援 施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができ る。	基準条例第4条第4項	○ 施設長が兼務となっているが、業務に支障があるので改善してください。	・施設長が兼務となっているが、管理運営体制がとれていない。 ・施設長が兼務となっているが、一部業務に支障がでている。		施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(5) 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき					
	障害者支援施設等指導監 査指針第2-2-(6)				
設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるが、	直拍町第2一2一(6)				
入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員を兼ねていないか。					
る者の保護に直接促動する職員を飛ねていないか。 ただし、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼					
保連携型認定こども関に入園している児童と児童発達支援セン					
支障がいない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員につ					
いては、これら児童への保育に併せて従事させて差し支えない。					
<u> </u>					

相等基準(障害有义仮施政等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(2) 労働基準法等関係法規の遵守及び健康管理等		-C2110 102 4 p g	F 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T	7
(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第2-2-(1)				
<b>就業規則等の整備及び運用</b> 職員が常時10人以上の施設では就業規則を整備しているか。	労働基準法第89条	○ 就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出て ください。(給与規程、育児・介護休業規程、非 常勤職員就業規則等を含む)	・就業規則が作成されていない。	A	就業規則が未作成でした。
就業規則等の作成・変更に当たっては、労働組合又は労働者 の代表者の意見を聴取しているか。	労働基準法第90条	○ 就業規則等の作成・改正に当たり、労働組合又 は労働者の代表者の意見を聴いてください。(給 与規程、育児・介護休業規程等)	・労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いていない。	В	
就業規則等を労働基準監督署に届け出ているか。 就業規則の変更についても同様の手続きをしているか。	労働基準法第89条	<ul><li>○ 就業規則について、労働基準監督署へ届け出て ください。 (給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就 業規則等)</li></ul>	・届出していない。	В	
年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合しているか。	労働基準法第39条	○ 年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合するよう改善してください。	・年次有給休暇の規定が労働基準法に準 拠していない。	В	
		○ 年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記してください。	・年次有給休暇の付与日数を、就業規則 に明記していない。	В	
年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、年5日の年次有 給休暇を取得させているか。	労働基準法第39条	○ 年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、 年5日の年次有給休暇を取得させていないので、 改善してください。	・年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、年5日の年次有給休暇を取得させていない。	В	
産前・産後休業や軽易作業転換、育児時間、変形労働時間制の 適用免除、時間外・休日・深夜労働の免除など母性保護に関す る制度を、就業規則などで定めているか。	労働基準法第65条、66 条、67条、68条	○ 母性保護に関する制度を定めてください。	・母性保護に関する制度の規定がない。	В	
労働基準法に定められた休暇等は規定されているか。 産前産後休業 (多胎妊娠規定)、育児時間、生理休暇等	労働基準法第65条、67 条、68条	○ 育児時間(生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置等)が就業規則に規定されていないので、取扱いを就業規則上で明記してください。	・育児・介護休業等が就業規則に規定されていない。	В	
		○ 就業規則における産前休暇について、多胎妊娠 に関する規定を設けてください。	・多胎妊娠に関する規定等がない。	В	
※「生理休暇」は男女雇用機会均等法制定に伴う改正により、「生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置」と変更		○ 就業規則の生理日の就業が著しく困難な女性に 対する措置の取得日数が制限されているので、必 要な期間としてください。	・就業規則の生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の取得日数が制限されている。	В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
定年が60歳を下回っていないか。	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律(以下、 「高齢法」という。)第 8条	定年が60歳を下回っているので、改善してください。	定年が60歳を下回っている。	В	
定年(65歳未満のものに限る。)を定めている場合、次のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じているか。 ①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度) ③定年の定めの廃止	高齢法第9条	定年(65歳未満のものに限る。)を定めていますが、高年齢者雇用確保措置を講じていないので、改善してください。	定年(65歳未満のものに限る。)を定めているが、高年齢者雇用確保措置を講じていない。	В	
労働時間					
1日の労働時間が8時間以内、1週間の労働時間が40時間以内(法定労働時間)であるか。	労働基準法第32条	○ 労働時間が法定労働時間を超えていたので、改善 善してください。	・労働時間が法定労働時間を超えている。	A	労働時間が法定労働時間を 超えていました。
法定労働時間を超え、または法定休日に労働者を働かせる場合には、あらかじめ労使協定(「時間外労働・休日労働に関する協定」)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働基準法第36条	○ 労働基準法第36条に基づいて、時間外労働及び 休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署 に届け出てください。	・36条協定を締結せずに、時間外労働をさせている。	A	時間外労働及び休日労働に 関する協定が未締結でした。
・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。		○ 労働基準法第36条の労使協定による時間外労働 の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていた ので、改善してください。	・労使協定による時間外労働の制限を越 えて、職員に時間外労働をさせている。	В	
(時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程 度。)		○ 労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間 が過ぎているので、必要な手続を行ってくださ い。	・労使協定の有効期間が過ぎている。	В	
時間外労働の上限を、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、2ヶ月~6ヶ月平均80時間(年6か月以内)としているか。	労働基準法第36条	○ 労働時間が法定労働時間を超えていたので、改善してください。	・労働時間が法定労働時間を超えている。	A	労働時間が法定労働時間を 超えていました。
育児・介護休業規定					
育児休業制度について、養育する子が1歳になるまでのほか、 1歳2か月までのパパ・ママ育休プラス、1歳6か月までの育児休 業の延長、2歳までの育児休業の再延長を就業規則などで定めて いるか。	児又は家族介護を行う労	<ul><li>○ 就業規則又は育児休業規程において、育児休業制度(の○○に関する事項)について規定してください。</li></ul>	・育児有業制度についての規定がない。	В	
男性が、その配偶者の産後休業期間中に育児休業を取得・終了している場合には、子が1歳になるまでの間に、再度、育児休業できる制度(「いわゆるパパ休暇」)を、就業規則などで定めているか。		○ 男性が、その配偶者の産後休業期間中に育児休業を取得・終了している場合には、子が1歳になるまでの間に、再度、育児休業できる制度(「いわゆるパパ休暇」)を、就業規則等で規定してください。	・育児休業の再度取得の特例、いわゆる 「パパ休暇」の規定がない。	В	
3歳未満の子を養育する労働者について、所定時間外労働の 免除制度の措置を実施しているか。	育介法第16条の8	○ 就業規則又は育児休業規程において、3歳未満 の子を養育する労働者に対して所定時間外労働の 免除制度の措置を講じるよう定めてください。	・所定時間外労働の免除制度の措置を講じていない。	В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
3歳未満の子を養育する労働者について、勤務時間の短縮等 の措置を実施しているか。	育介法第23条	○ 就業規則又は育児休業規程において、3歳未満 (1歳から3歳未満)の子を養育する労働者に対 して勤務時間の短縮等の措置を講じるよう定めて ください。	・勤務時間の短縮等の措置を講じていない。	В	
要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施しているか。	育介法第23条	○ 就業規則又は介護休業規程において、要介護状態にある対象家族を介護する労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講じるよう定めてください。	・勤務時間の短縮等の措置を講じていない。	В	
小学校就学前の子を看護するための時間単位の休暇制度(子の看護休暇)を、就業規則などで定めているか。	育介法第16条の2第1 項、第16条の3第1項	○ 子の看護休暇に関する規定を設けてください。	・設けていない。	В	
要介護状態の対象家族を介護するための介護休業制度を、就 業規則などで定めているか。	育介法第11条	○ 就業規則に介護休業の規定を設けてください。	・介護休業制度の規定がない。	В	
要介護状態の家族等を介護するための時間単位の休暇制度(介護休暇)を、就業規則などで定めているか。	育介法第16条の6、第16 条の7	○ 就業規則に介護休暇の規定を設けてください。	・介護休暇の規定がない。	В	
非常勤職員就業規則 非常勤職員を雇用している場合、非常勤職員就業規則を整備 しているか。	短時間労働者及び有期雇 用労働者の雇用管理の改 善等に関する法律(以 下、「パートタイム・有 期雇用労働者法」とい う。)第7条	○ 非常勤職員の就業規則を整備してください。	・整備していない。	В	
事業主は短時間労働者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守しているか。		<ul><li>○ 非常勤職員について、○○○を○○してください(例:年次有給休暇を付与してください。)。</li></ul>	・年次有給休暇の付与がない。		非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました(最 賃法違反、長時間勤務時間も 含む。)。
最も賃金が低い労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支 払っているか。	最低賃金法第4条 最低賃金法第7条	<ul><li>○ 非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があったので改善してください。</li></ul>	・非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があった。		非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました(最低賃金法違反、長時間勤務時
パートタイム労働者、契約社員などにも育児休業制度を適用 することを、就業規則などで定めているか。	育介法第5条	○ 非常勤職員の就業規則に育児休業の規定を設けてください。	・育児休業の規定がない。	В	間も含む。)。
パートタイム労働者、派遣社員、契約社員など正社員以外の 労働者が介護休業できる旨を、就業規則などで定めているか。	育介法第11条	○ 非常勤職員の就業規則に介護休業の規定を設けてください。	・介護休業の規定がない。	В	
所定労働日数が少ないパートタイム労働者等にも年次有給休 暇を付与しているか。	労働基準法第39条	<ul><li>○ 非常勤職員の就業規則に年次有給休暇の規定を 設けてください。</li></ul>	・年次有給休暇の付与の規定がない。	В	
		○ 非常勤職員の就業規則について、年次有給休暇 の規定が労働基準法に準拠していないので、改正 してください。	・年次有給休暇の規定が労働基準法に準 拠していない。	В	

指导基準(厚吉有文援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<b>給与規程及び職員給与</b> 給与規程を整備しているか。 (給与規程は就業規則の一部)	労働基準法第15条、89条	○ 給与規程を作成し、労働基準監督署へ届け出て ください。	・給与規程が整備されていない。 (就業規則に給与に関する定めがない場合)	A	給与規程が未作成でした。
・給与規程の必須項目: 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期 並びに昇給に関する事項		<ul><li>○ 給与規程に○○に関する事項を規定してください。</li></ul>	・給与規程の必須項目がない。	В	
給与規程を労働基準監督署へ届け出ているか。	労働基準法第89条	○ 給与規程について、労働基準監督署へ届け出て ください。	・届出していない。	В	
諸手当					
時間外労働・深夜労働・休日労働に対して法定の割増賃金 (割増率は時間外労働、深夜労働は2割5分以上、休日労働は3割 5分以上、月60時間を超える時間外労働は5割以上)を支払って いるか。	労働基準法第37条	○ 労働基準法の規定に従って、給与規程に休日 (時間外)労働に対する割増賃金の規定を設け、 割増賃金を支給してください。	・休日 (時間外) 労働の割増賃金が支給されていない。	A	割増賃金が未支給の事例が ありました。
V 3/1/3		○ 給与規程に休日 (時間外) 労働に対する割増賃 金の規定を設けてください。	・割増賃金の規定がない。(実態は支給されている。)	В	
社会保険・源泉徴収事務					
労災保険、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険 への加入は適正に行われているか。	労災保険法第3条 健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条第1 項 雇用保険法第5条	<ul><li>○ 社会保険(労災保険・健康保険・厚生年金保健・雇用保険)へ適正に加入してください。</li></ul>	・社会保険に加入していない。	В	
労 <b>働基準法に基づく協定等</b> 宿直又は日直業務に従事させる場合、労働基準監督署長の許	労働基準法第41条第3号	○ 宿 (日) 直勤務について、労働基準監督署の許	・宿(日)直勤務について許可を得てい	A	宿日直について、必要な許
可を受けて実施しているか。	労働基準法施行規則第23 条、第34条	可を得て従事させてください。	ない。 ※非常勤で専門の方を雇用した場合も許可が必要		可がありませんでした。
		○ 宿(日)直の許可について、許可の内容と就労 実態が相違しているので、就労実態に沿って労働 基準監督署に申請し、許可を得てください。	・宿(日)直勤務について、許可と就労 実態が相違している。	В	
・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。		○ 労働基準法第36条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたので、改善してください。	・労使協定による時間外労働の制限を越 えて、職員に時間外労働をさせている。	В	
(時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程 度。)		○ 労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間 が過ぎているので、必要な手続を行ってくださ い。	・労使協定の有効期間が過ぎている。	В	
	1	ı	1	•	' '

指導基準(障害者支援施設等)					
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価県ホ	ベームページ公表文例
・賃金から法廷外の経費を控除している場合は、賃金控除協定 を締結しているか。 ・賃金から給食費や親睦会費等法令に定められている税金、社 会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様に労働 者の代表者等と「賃金控除協定」を締結する必要がある。	労働基準法第24条	○ 労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に 関する協定を締結してください。	・協定を締結していない。	В	
職員の人事管理					
職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 ・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して次の賃金その他の労働条件を書面で明示しなければならない。	労働基準法施行規則第5	○ 職員の採用時には雇用書等を交付し、勤務場所及び職務内容等の労働条件を書面で明示してください。	・職員の採用時に雇用書等を交付していない。	В	
①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を紹える労働の有無、休		○ 職員の試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違しているので、就業規則に沿って雇用契約を締結してください。	・試用期間について、就業規則と雇用契 約書が相違している。	В	
憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させ つ場合における就業時転換		○ 雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいたので、改善してください。	・雇用書等に明示されていない業務に従 事している職員がいる。	В	
⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の 時期並びに昇給 ⑥退職(解雇の事由を含む。)		○ 労働契約締結時に「期間の定めのある労働契約 を更新する場合の基準」について、書面の交付に より明示してください。	・更新の有無について、書面の交付により明示されていなかった。	В	
©返職(所権の事用を含む。) ※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の 基準の明示義務はない。		より明小してください。	・更新の基準について、書面の交付により明示されていなかった。	В	
・非常勤職員に雇用通知書(雇用契約書)を交付し、勤務条件を明確にしているか。	パートタイム・有期雇用 労働者法第6条		・労働条件を明示した雇用契約書等を交付していない。	В	
①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させつ場合における就業時転換 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ⑥退職(解雇の事由を含む。) ※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。					
・非常勤職員を雇用したときは、次の事項を文書の交付、ファックス、メール、SNS等での送信等で明示しているか。①昇給の有無 ②退職手当の有無 ③賞与の有無 ④雇用管理の改善等に関する相談窓口(会社がパートタイム労働者からの苦情を含めた相談を受ける際の受付先)	パートタイム・有期雇用 労働者法施行規則第2条	<ul><li>○ 非常勤職員の雇用契約書等に(勤務時間等の)労働条件を明示してください。</li></ul>	・雇用契約書等に労働条件を明示していない。	В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するた	パートタイム・有期雇用	○ パートタイム労働者から通常の労働者への転換	・パートタイム労働者から通常の労働者	В
め、次のいずれかの措置を講じているか。	労働者法第13条	を推進するため、必要な措置を講じてください。	への転換を推進するため、必要な措置を	
①通常の労働者を募集する場合に、その募集内容を既に雇って			講じているか。	
いるパートタイム労働者に周知すること。				
②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っている				
パートタイム労働者にも応募する機会を与えること。				
③パートタイム労働者が通常の労者へ転換するための試験制度				
を設けるなど、通常の労働者への転換を推進するための措置。				
勤務体制が労働基準法上、適正であるか。	労働甘淮汁等99条 9E条	○ 勘数は制が労働す準法し 流までおいので お	・勤務時間等が労働基準法等に沿ってい	A 勤務体制について改善が必
動物体制が方側基準伝工、適正であるが。	力	○ 勤務体制が労働基準法上、適正でないので、改善してください。	1,	一
		音してください。	ない。	女は息がめりました。
			I	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
(2) 労働基準法等関係法規の遵守及び健康管理等				
イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-2- (1)			
衛生管理者等				
労働者が常時50人以上の施設は、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働安全衛生法第12条 (衛生管理者の選任) 労働安全衛生法第13条 (産業医の選任) 労働安全衛生規則第7 条、第13条	○ 衛生管理者を選任し、労働基準監督署へ届け出てください。 (産業医)	・衛生管理者を選任していない。	В
労働者が常時10人以上50人未満の施設等においては、衛生推進者を選任しているか。	労働安全衛生法第12条 の2 (安全衛生推進者 等) 労働安全衛生規則第12 条の2	○ 衛生推進者を選任してください。	・衛生推進者を選任していない。	В
労働者が常時50人以上の施設は、労使で構成する衛生委員会(施設管理者衛生管理者、産業医、衛生に監視経験を有するもの)を設け、月1回以上、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせているか。	労働安全衛生法第18条 (衛生委員会) 労働安全衛生規則第23 条	○ 衛生委員会を設置してください。	・衛生委員会を設置していない。	В
健康診断				
雇入れ時の健康診断を実施しているか。 ・事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。 ・ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい。 ・常時使用するパートタイマー(非常勤職員)についても、労働契約に期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が当該事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上の者は、対象となる。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43 条	○ 職員の採用時に健康診断書が提出されていない 者については、施設において採用時の健康診断を 実施してください。	・雇入れ時の健康診断を実施していない。	В

日等基中(厚古日文仮ル以寺)			T		
観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(雇入れ時健康診断の健康診断項目) ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査(千ヘルツ及び 四千ヘルツの音に係る聴力検査) ・胸部エックス線検査 ・血圧の測定 ・貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査) ・肝機能検査(血色素量及び赤血球数の検査) ・肝機能検査(GOT(血清グルタミックオキサロアセ チックトランスアミナーゼ)、GPT(血清グルタミックピルピックトランスアミナーゼ)及びッーGTP(ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ) ・血中脂質検査(低比重リボ蛋白(LDL)コレステロール、高比重リポ蛋白(HDL)コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査) ・血糖検査 ・尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の調査) ・心電図検査					
定期健康診断を適正に実施しているか。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44 条	<ul><li>○ 労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断を実施してください。(全く実施していない場合)</li></ul>	・職員の定期健康診断を実施していない。	A	職員の定期健康診断が未実 施でした。
(健康診断項目) ・既往歴及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ・胸部エックス線検査及び喀痰検査 ・血圧の測定 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・肝機能検査 ・血糖検査 ・血糖検査 ・尿検査 ・心電図検査		○ 職員の定期健康診断の未受診者がいるので、実施してください。	・職員の定期健康診断の未受診者がいる。	В	
深夜業務従事者は6か月ごとの健康診断を実施しているか。 ・検査項目のうち胸部エックス線検査は年1回でよいこと。 健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。 ・健康診断は実施すればよいのではなく、結果を十分に検討し、職場の衛生管理に反映させること。 具体的には医師の所見があった者へのアドバイスを行う。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第45 条	<ul><li>○ 夜勤を行う職員の健康診断は、労働安全衛生法に基づき半年に1回実施してください。</li></ul>	・夜勤を行う職員の健康診断を実施していない。	В	
健康診断の記録を整備しているか。 ・健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。	労働安全衛生法第66条 の3 労働安全衛生規則第51 条	○ 職員の健康診断の記録が保存されていないので、整備してください。	・健康診断の記録を整備していない。	В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか。	労働安全衛生規則第52 条	○ 職員の定期健康診断の結果を労働安全衛生法に 基づき、労働基準監督署に報告してください。	・定期健康診断の結果を報告していない。	В	
労働者が常時50人以上の施設は、毎年1回、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行っているか。	労働安全衛生法第66条 の10 労働安全衛生規則第52 条の9(心理的な負担 の程度を把握するため の検査の実施方法)	○ 職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を毎年1回実施してください。	心理的な負担の程度を把握するための検 査を行っていない。	В	
(心理的な負担の程度を把握するための検査事項) ・職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目 ・当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目 ・職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目					
労働者が常時50人以上の施設は、心理的な負担の程度を 把握するための検査結果等報告書を、労働基準監督署に届 け出ているか。	労働安全衛生規則第52 条の21	○ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果 等報告書を、1年以内ごとに1回、定期的に、労 働基準監督署長に提出してください。	・「心理的な負担の程度を把握するため の検査等」を実施し、報告書を年に1回 定期的に労働基準監督署に届け出ていな い。	В	
労働者が常時50人以上又は女子30人以上の施設においては、労働者が床することができる休養室又は休憩室を確保しているか。	労働安全衛生規則第618 条	○ 職員の休養室又は休憩室を確保してください。	・休養室を確保していない。	В	
腰痛検診等の腰痛予防対策を講じているか。 ・作業管理 ・作業環境管理 ・健康管理 ・労働衛生教育 等	「職場における腰痛予 防対策指針」(平成25年 6月18日)	○ 腰痛検診等の腰痛予防対策を講じてください。	・腰痛検診等の腰痛予防対策を講じていない。	С	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
(3) 業務体制の確立及び職員研修等 (2)業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がな されているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-2- (2)	○ 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力をしてください。	・業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力をしていない。	В
(3)職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-2- (3)			
(障害者支援施設の一般原則) 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等 のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 し、研修の実施その他の措置を講じているか。	基準条例第3条第3項	○ 研修計画を作成してください。	・職員研修の計画を作成していない。	С
(勤務体制の確保等) 障害者支援施設は、職員の資質の向上のため、研修の機 会を確保しているか。	基準条例第35条第3項	○ 職員の資質向上を図るため研修を実施してくだ さい。	・研修が実施されていない ・研修参加の機会がない	В
(職員の知識及び技能の向上等) 児童福祉施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会 を確保ているか。	児童基準条例第7条第 2項			
研修報告書を作成しているか。 *報告書を作成することにより情報を共有し出席職員以外 の者についても資質向上を図る	指導	○ 研修報告書の作成を作成してください	・研修報告書を作成していない。(受講職員以外の職員への情報共有を行っていない)	С
(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-2- (4)	○ 職員の確保及び定着化について積極的に取り組 んでください。	・職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいない。	В
(5) 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-2- (5)			
事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	労働施策の総合的な推 進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の 充実等に関する法律(以 下、「労働施策総合推 進法」という。)第30 条の2第1項	<ul><li>○ パワハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。</li><li>○ パワハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。</li></ul>	<ul><li>・相談に応じていない。</li><li>・必要な体制の整備等されていない。</li></ul>	A パワハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。

指導基準(障害者支援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例
観点(基本的な考え方) 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するそ	根拠法令等   雇用の分野における男	週知用又例	・相談に応じていない。	評価   県ホームヘーン公表 X 例
事業主は、職場において行われる性的な言動に対するでの雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	雇用の分野における男 女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法 律(以下、「男女雇用機 会均等法」という。) 第11条第1項	ください。	・必要な体制の整備等されていない。	A セクハフを受けた従業者に 対して必要な体制の整備等が されていませんでした。
事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条の第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する自由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	男女雇用機会均等法第 11条の3第1項	<ul><li>○ マタハラを受けた従業者に対して相談に応じて ください。</li><li>○ マタハラに適切に対応するための必要な体制の 整備等講じるようにしてください。</li></ul>	・相談に応じていない。 ・必要な体制の整備等されていない。	A マタハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。
事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	育介法第25条第1項	<ul><li>○ マタハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。</li><li>○ マタハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。</li></ul>	<ul><li>・相談に応じていない。</li><li>・必要な体制の整備等されていない。</li></ul>	A マタハラを受けた従業者に 対して必要な体制の整備等が されていませんでした。
事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	労働施策総合推進法第 30条の2第2項、男女 雇用機会均等法第11条 第2項及び第11条の3 第2項、育介法第25条 第2項	<ul><li>○ ハラスメントを受けた従業者に対して解雇その 他不利益な取扱いをしている事例があったので改 善してください。</li></ul>	・従業者に解雇その他不利益な取扱いをしている事例があった。	A ハラスメントを受けた従業者に対して不利益な取扱いをしていました。
国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する 言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「優越的言動問題」という。※)に 対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、 広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなけ ればならない。	労働施策総合推進法第 30条の3第1項、男女 雇用機会均等法第11条 の2第1項及び第11条 の4第1項、育介法第 25条の2第1項	<ul><li>○ ハラスメントに対する広報活動、啓発活動その 他の措置を講じてください。</li></ul>	・広報活動、啓発活動その他の措置を講じていない。	В
事業主は、優越的言動問題※に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。	労働施策総合推進法第 30条の3第2項、男女 雇用機会均等法第11条 の2第2項及び第11条 の4第2項、育介法第 25条の2第2項	○ 研修を実施するようにしてください。	・研修を実施していない。	В
事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、優越的言動問題※に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。	労働施策総合推進法第 30条の3第3項、男女 雇用機会均等法第11条 の2第3項及び第11条 の4第3項、育介法第 25条の2第3項	<ul><li>○ ハラスメントに対する関心と理解を深め、従業者に対して注意を払うようにしてください。</li></ul>	・関心と理解を深め、従業者に対して注意を払っていない。	В

『一ジ公表文例

指導基準 (障害者支援施設等) 観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	L	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
3 施設の安全・衛生						
(1) 建物、設備の維持管理		ļ				
施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。	障害者支援施設等指導監 査指針第2-1-(8)					
また、建物、政備の維持自発は適切で行われているか。	直相可第2一1一(6)					
(構造設備) 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性	基準条例第8条第1項		施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に	・施設の配置、構造及び設備は、利用者	Α	施設設備について基準に満
である文後地談の配置、構造及の設備は、利用者の特性 に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の				の特性に応じて工夫され、かつ、日照、	A	たない部分がありました。
保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものよう。			用者の保健衛生に関する事項及び防災について十	採光、換気等の利用者の保健衛生に関する 事項及び防災について十分考慮された		
のとなっているか。			分考慮されたものになるよう改善してください。	ものとなっていない。		
障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用		0	耐火建築物又は準耐火建築物になるよう改善し	・耐火建築物又は準耐火建築物になって	Α	施設設備について基準に満
しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号	弗 3 垻		てください。	いたい。		たない部分がありました。
の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)						
又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築 物をいう。同項において同じ。)となっているか。						
前項の規定にかかわらず、障害者支援施設の建物が木造						
かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満 たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと						
知事が認めたときは、当該障害者支援施設の建物は、耐火						
建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。						
(規模) 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施	世淮久厕笠 n 久		構造、設備が基準を満たしていないので改善し	・構造、設備が基準を満たしていない。	Α	施設設備について基準に満
設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、			情点、放偏が基準を調だしていないので収費してください。	特担、欧洲が盔牛を個にしていない。	Λ	たない部分がありました。
当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有 するものであるか。						
ッ るもの		0	施設設備の変更届の手続を行ってください。	・施設の使用変更がある。	Α	施設変更届の手続を行って
				・施設変更届の手続を行っていない。		いませんでした。
(設備の基準)						
障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、 洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備	基準条例第10条					
を設けなければならない。						
ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することがで						
きる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、そ						
の一部を設けないことができる。						
⇒ 別添、【別表】設備に関する基準のとおり。						
(児童福祉施設の一般原則) 児童福祉施設には、児童福祉法(以下「法」という。)	  児童基準条例第5条第4	<b>*</b>	実態を踏まえ、基準条例を参考に指摘文を作成			
に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために		**	天態を始まれ、基準米例を参考に指摘文を下放する。			
必要な設備を設けているか。 ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準(児童)のとお						
ラ 別称、【別衣】設備に関する基準(児里)のとわり。						

相等基準(障害有义後施政等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等		平価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	児童基準条例第5条第5 項				
清掃及び害虫駆除					
施設内外の日常清掃のほか大掃除を6月以内ごとに1回 定期的、清掃及び害虫駆除を適切に行っているか。	労働安全衛生規則第619 条		・施設内外を清潔に保つとともに年1回 以上大掃除を行っていない。	В	
ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上実施しているか。 (発生確認時はその都度実施)	社会福祉施設における衛 生管理について (別添) 大量調理マニュアル II - 5-(2)②		・害虫等の駆除を半年に1回行っていない。 (発見時はその都度)	В	
ねずみ、こん虫の駆除の実施記録を1年間保管している か。	大量調理マニュアルⅡ- 5-(2)②		・害虫等の駆除記録を1年間保管していない。	В	
   水質検査					
	社会福祉施設における衛 生管理について(平9社 援施第65号)(別添)大	V	・飲料水の水質検査を全く実施していない。	A	飲料水の水質検査が未実施 でした。
を11 つ C いるか。	振廊第605万 (所称) 入 量調理マニュアル II -5- (2) ⑦	○ 飲料水の水質検査を年2回以上実施してくださ ・	・飲料水の水質検査を定期的に実施していない。	В	
水質検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健 所長の指示を受け、適切な措置を講じているか。	大量調理マニュアルⅡ- 5-(2)⑦		・水質検査の結果に対して適切な措置を 構じていない。		飲料水の水質管理において、適切な措置が講じられていませんでした。
水質検査結果を1年間保管しているか。	大量調理マニュアル II - 5-(2)⑦		・水質検査の結果を1年間保管していな、。	В	
貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、 年1回以上清掃しているか。	大量調理マニュアルⅡ- 5-(2)⑧		・貯水槽の清掃を年1回以上実施してい ない。	A	貯水槽の清掃が未実施でした。
貯水槽を清掃した証明書は1年間保管しているか。	大量調理マニュアル II - 5-(2) ⑧		・貯水槽の清掃証明書を1年間保管して いない。	В	

	観点(基本的な考え方)	根拠法令等		通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
レシ	*オネラ症防止対策						
		社会福祉施設等における レジオネラ症防止対策の 徹底について(平15社援 基第0725001号)	0	循環式浴槽水のレジオネラ属菌の数値が基準値 を超えているのでレジオネラ症防止の対応を取っ てください。	・循環式浴槽水のレジオネラ属菌の数値 が基準値を超えているが対応していな い。	A	レジオネラ症防止策を行っ ていませんでした。
		社会福祉施設等における レジオネラ症防止対策マニュアルについて(平13 社援基第33号)	0	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルに沿った対応を行ってください。	・マニュアルに添った対応を行っていない。	В	
	<毎日完全換水で使用する場合>				<毎日完全換水で使用する場合>		
	浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器 や配管内等に付着する生物膜を除去しているか。		0	浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去してください。	・浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒 等により、ろ過器や配管内等に付着する 生物膜を除去していない。	В	
	浴槽の清掃を毎日行っているか。		0	浴槽の清掃を毎日実施してください。	・毎日浴槽の清掃を実施していない。	В	
	1週間に1回以上の浴槽消毒を行っているか。		0	月に1回以上の浴槽消毒を行ってください。	・浴槽消毒を月に1回以上行っていない。	В	
	浴槽水の水質検査を1年に1回以上行っているか。		0	浴槽水の水質検査を年1回以上実施してください。	・浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。	В	
	<連日使用する場合>				<連日使用する場合>		
	浴槽水を1週間に1回以上は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去しているか。		0	浴槽水を1週間に1回は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去してください。	・浴槽水を1週間に1回は完全換水し、 清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配 管内等に付着する生物膜を除去していな い。	В	
	浴槽水を1週間に1回以上は完全換水しているか。		0	浴槽水は1週間に1回完全換水してください。	・1週間に1回完全換水していない。	A	浴槽を連日使用する場合の 維持管理が不適切でした。
	完全換水後、消毒清掃を行っているか。		0	完全換水後の消毒清掃を行ってください。	・完全換水後の消毒清掃を行っていない。	В	
	浴槽水の水質検査を1年に2回以上行っているか。		0	浴槽水の水質検査を年2回以上実施してください。	・水質検査を年2回以上実施していない。	A	浴槽水の水質検査の回数が 不足していました。
	浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合の水質検査は、1年 に4回以上実施しているか。		0	浴槽水が塩素消毒以外の場合は水質検査を年4 回以上実施してください。	・塩素消毒以外の場合、水質検査を年4 回以上実施していない。	В	
	<共通事項>						
	ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。		0	ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施してください。	・消毒を週1回以上実施していない。	В	
	ろ過器は、1週間に1回以上逆洗で汚れを排出しているか。		0	ろ過器は1週間に1回以上逆洗で汚れを排出してください。	・週1回以上逆洗で汚れを排出していない。	В	

指導基準(障害有叉援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	Ι	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に 1 回程度実施		0	循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に 1 回	H   M - 2 - 2 - 1	В	111111111111111111111111111111111111111
しているか。			程度実施してください。	年に 1 回程度実施していない。		
集毛器の清掃洗浄・消毒は、毎日実施しているか。		0	集毛器の清掃洗浄・消毒を、毎日実施してくだ	・集毛器の清掃洗浄・消毒を毎日実施し	В	
			さい。	ていない。		
水質検査の記録を3年間保管しているか。		0	水質検査の記録は3年間保管してください。	・水質検査の記録を3年間保管していな	В	
				٧١°		
(2) 感染症等防止対策						
(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対す	   障害者支援施設等指導監	<del> </del>				
る入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施す						
るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る	<u> </u>					
ための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な						
措置を講じているか。また、従業者に対し、業務継続						
計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練						
を定期的に実施しているか。さらに、定期的に業務継						
続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の						
<u>変更を行っているか。</u>						
( White ( b) ( b) 3   T' o, box ( b) box ( )		Щ				
(業務継続計画の策定等)	甘港名居然05名の0年1		要な処体計画と集中1 マノギとい	要な処体計画と然内していない。		要なが体 きまた ケウトイン
障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する大変でありました。	基準条例第35条の2第1		業務継続計画を策定してください。	・業務継続計画を策定していない。	Α	業務継続計画を策定してい
て、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施されるよめ及び非常時の体制で見期の業務再開た図え	<b>埋</b>					ませんでした。
に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る						
ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。						
障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について	基準条例第35条の2第2		職員に業務継続計画を周知してください。	・職員に業務継続計画を周知していな	Α	職員に業務継続計画を周知
周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し		$^{\circ}$	戦員に未伤胚が計画を向がして、たさい。	・戦員に来伤極舵可画を向却している	A	
「	7			V .0		0 (1.2 6/0 (0/2)
			業務継続計画に基づき必要な研修(又は訓練)	・業務継続計画に基づき必要な研修や訓	Α	業務継続計画に基づき必要
		ľ	を行ってください。	練を実施していない。		な措置を講じていませんでし
				31. 6		た。
障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行	基準条例第35条の2第3		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に	・必要に応じて業務継続計画の変更を	Α	業務継続計画の変更を行っ
い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	項	$^{\circ}$	た	行っていない。	Λ	ていませんでした。
・、心女に心して未幼順肌目四ツ及又で目りているか。	<b> </b> ^			11 - < 4 '04 0		(, & 6/0 ( 0/0)
(光及処法社画の筆字符)						
<ul><li>(業務継続計画の策定等)</li><li>障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時におい</li></ul>	  児童基準条例第12条の6		業務継続計画を策定してください。	・業務継続計画を策定していない。	Α	業務継続計画を策定してい
で、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提	児里基準米例第12条のり  第1項		耒務継続計画を束止しくください。	・耒務継続計画を束足していない。	A	乗務継続計画を東足してい    ませんでした。
は、利用者に対する障害化入所又復又は児童光達又復り使 供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務	第 1 頃					ませんでした。
再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を						
策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じている						
か。						
	旧充甘淋及内脏10名。		19 日 1 米女似(付き) まと 日 5 1 - 7 2 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	IIM 日 ) マ 米 7欠 (My / オラー デニナ   日 / ロ / ロ / ロ	١.	III) = 36 75 40 (45 3 I III )   III
障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について思知された。	児童基準条例第12条の6	0	職員に業務継続計画を周知してください。	・職員に業務継続計画を周知していな	Α	職員に業務継続計画を周知
て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 しているか。	第2項			<i>۱</i> ۰۰		していませんでした。
し ( v ' る // ³。			業務継続計画に基づき必要な研修(又は訓練)	・業務継続計画に基づき必要な研修や訓	Α	業務継続計画に基づき必要
		$\Gamma$	業務継続計画に基つさ必要な研修 (又は訓練) を行ってください。	・業務継続計画に基つさ必要な研修や訓練を実施していない。	А	業務継続計画に基づさ必要    な措置を講じていませんでし
			511.7 C / 15G A.º	休で大胆ししいが。		な相直を講じていませんでしまた。
	L					0
障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを	児童基準条例第12条の6	0	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に	・必要に応じて業務継続計画の変更を	Α	業務継続計画の変更を行っ
行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	第3項		応じて変更を行ってください。	行っていない。		ていませんでした。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	<b>」</b> 通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例	列
まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めて、次に掲げる措置を講じているか。 ア 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止ための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。	障害者支援施設等指導監 查指針第2-6-(2)				
(衛生管理等) 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	基準条例第38条第1項	いて、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機 械器具等の管理を適正に行ってください。	・利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていなかった。	A 利用者の使用する設備 飲用に供する水について 生的な管理に努め、及び 上必要な措置を講すると に、健康管理等に必要と 機械器具等の管理を適正 行っていませんでした。	で、衛生もる となに でとなに
障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	基準条例第38条第2項	生し、又はまん延しないように必要な措置を講じ	・障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていなかった。	A 施設において感染症又中毒が発生し、又はまんないように必要な措置をてませんでした。	ん延し
(衛生管理等) 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	児童基準条例第13条第 1 項	いて、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行ってください。	・利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていなかった。	A 利用者の使用する設備 飲用に供する水について 生的な管理に努跡、及び 上必要な措置を講ずると に、健康管理等に必適正 機械器具等の管理を適 行っていませんでした。	で、衛生もる 正となに

	県ホームページ公表文例
【は食中 A	施設において感染症又は食
.うに必	中毒が発生し、又はまん延し
	ないように必要な措置を講じ
	ていませんでした。
	(は食中 A : うに必

相等差単(障害有叉後施改等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等		通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
4 防災対策の充実強化  防災対策について、その充実強化に努めているか。  ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常 通報 装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、 また、これらの設備について専門業者により定期的に 点検が行われているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-3					
防火管理者の届出 消防署に防火管理者の届出を行っているか。	消防法第8条第2項 消防法施行規則第3条 第1項	0	防火管理者を消防署へ届出してください。	・防火管理者を選任しているが消防署へ届出していない。	В	
防火管理者を解任した場合も、遅滞なく届出している か。 (新任者を選任し、消防署へ届出を行っているか)		0	防火管理者の変更の届出を行ってください。	・防火管理者の変更の届出を行っていない。	В	
消防用設備の点検 消防用設備の点検を実施しているか。 防火管理者は消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。 また、消防用設備等の定期的点検結果の消防署への報告 が義務づけられている(法定点検) 6ヶ月に1回の機器点検と年に1回の総合点検を実施しているか。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条 の6	0	消防用設備等の点検を実施してください。	・消防用設備等の点検を全く実施していない。	A	消防用設備等の点検が未実 施でした。
年1回は消防署に点検結果を報告しているか。		0	消防用設備等の点検報告を行ってください。	・消防用設備等の点検報告を行っていない。	В	
点検結果後、修理等が必要な個所については必要な措置 を講じているか。			消防用設備の故障について、修理等対応してください。	・消防設備に故障等がある。	В	
イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、 確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示 (緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。						
ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)	障害者支援施設等指導 監查指針第2-3					
		<u>-</u> 1		I	l	

東京東京教育権制度には、以下の項目が盛り込まれている     会か、また、実際に実立が戻しった際にも制度が安全     公前、主人、実際に実立が戻しった際にも制度が安全     公前、自然ととも実践が関連が開発が開発が発生では発生を変われている場合に     「は、当時情報を支援を受力に、実効性のあるため、信敵政治所立て     公前、自然ととなる実施性のあるとのであるか。信敬政治所立て     公前、自然ととなる実施性のあるとのであるか。信敬政治所立て     公前、自然ととなる。自然政治所立では、「他様後)     公前、自然ととなる。自然などの大きな、「他様後)     公前、自然ととなる。「他様後)     公前、自然ととなる。「他様後)     公前、自然ととなる。「他様後)     公前、自然ととなる。「他様後)     公前、自然ととなる。「他様後」     公前、自然と、「他様後」     公前、自然と、「他様後」     公前、自然と、この連載方法(「他様性を発育」なのでルート 信教は、一般ない、一般ない、一般ない、一般ない、一般ない、一般ない、一般ない、一般ない	指导基準(障害有文援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準		県ホームページ公表文例
会か、また、実際に変革が起こった際にも利用者の安全 が設化できる支援性のある。  整査性針第2-3  が設化できないである。  「工生化がでは100						元小 ムト ノ石孜入門
					1	
る動産府県でが設計側の指針等が多されている場合に 注、当該特別等を参考のし、支効性の近い事況会主教 計画が選定されているか。) ・理なる支援機変形の支援を作(体形等) ・要は200mを対応したが高くした。 ・連携を開始する時期、判断と準(「避難準機情報及会 ・上連機型所(中田打が変階する連報地所、加速内の安全 なエペース 等)。 ・連機型所(中田打が変階する連報地所、加速内の安全 なエペース 等)。 ・連機型所(中田打が変階する連報地所、加速内の安全 なエペース 等)。 ・連機型所(中田打が変階する連報地所、加速内の安全 なエペース 等)。 ・連機型のの上性を、指揮系統(仮示時の参集方法、を ・型の人員を制、指揮系統(仮示時の参集方法、を ・型のよりの人員を制、指揮系統(仮示時の参集方法、を ・型のよりの人員を制、指揮系統(仮示時の参集方法、を ・型のよりの上に、「知体の方面を変しているか。 「常常実す者第) 「関係機関との連携体制学を でした。」 ・非常災害が関が出しているか。 「非常災害が関が出しているか。」 ・非常災害が関が出しているか。 ・非常災害が関が出しているか。 ・非常災害が関が出しているが、 ・非常災害が関が出しているい。 ・非常災害が関が出しているい。 ・非常災害がの間所機関への通常及び連携体制の決定が関係機関への通常及び連携体制の決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。 ・非常災害時の関係機関への通常及び連携体制が決整備でした。		<u> </u>	G v .º	い気日がある。		
は、当該治科学を参名のと、実効性の高い事意気を対策 計画が展定されている)。 - 【B 体的な項目的】 - 原本書を設施設等の立地条件(地形等) - 災土は2人方法の連続を発 - 災土は2人方法の運動で、自治体、家体、  (職員、2分 に 一						
計画が寛定されているか。						
上身体的な短側型    ・						
□ 陳宝名支援報告等の立地条件、世形等) 「強化の入手が注の確認等) ・ 東京 原籍   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日						
- 実実に関する情報の入手方法の確認 ( )						
強強の入手方法の確認等)   強強の連絡外及び適任手段の確認 自治体 家庭。   職員 等)   連載を開始する時期、判断基準 ( 運動準備情報集合 )						
・ 災害性の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、						
遊騒						
- 遊離を開始する時期、判断基準(「遊離準備情報発令 - 遊 第) - 遊離場所(中町村が設置する遊離場所、施設内の安全 - なスペース 等) - 遊離方法(利用者ごとの遊離方法(車いす、後歩等) - 強素性の人具体制、指揮系統(没事時の参集方法、役 割合せ、一 遊離と必変な機長型ですります。 - 近上、関係機関と避難場所を災害時の連絡体制等必要 本事項について認識を共有しているか。  (非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有している か。 また、関係機関と避難場所を災害時の連絡体制等必要 本事項について認識を共有しているか。  (非常災害が高力としているか。  (非常災害が高力としているか。  (非常災害がなりるとともに、非常災害に関して 長雄的な 計画を定め、非常災害時における関係機関への通報を制度 に関知しているか。  基準条例第37条第1項 ・ 非常災害対策計画(水害・土砂災害・ が必ずるための計画を含む)を策定してくださ が、						
連載経路 (						
- 避難場所、(市町村が設置する避難場所、施設内の安全 なみ(一久 学) ・ 遊離経路(避難場所までのルート (複数) 所要時間 (複数) 所要時間 (多) ・ 遊離方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) ・ 変ま時の人員体制 (指揮系後 (災害時の参集方法、役 ) ・ 関係機関との連接体制    本 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有している (						
立てスペース 等) ・遊離名 (後継 場所までのルート (複数) 、所要時間 等) ・遊離方法 (利用者ごとの遊離方法 (東下 (東本) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京						
- 遊離経路(避離場所までのルート(複数)、所要時間 ・ 遊離方法(利用者ごとの遊離方法(車い寸、後歩等) ・ 没き時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等) ・ 財際機関との連携体制 (非常災害対策計画の内容を職員間で十分生有している) ・ 主た、関係機関とが選出画の内容を職員で十分生育しているか。 「非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に が見いているか。 「非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に が見いているか。 「非常災害が策計画(水害・土砂災害・地震等に が見いているか。 ・ 非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に対しているか。 ・ 非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に対しているか。 ・ 非常災害対策計画が未作成でした。 ・ 非常災害対策計画が未作成でした。 ・ 非常災害時の関係機関への通報なび連携体制を整備していない。 ・ 非常災害時の関係機関への通報なび連携体制が未整備でした。 ・ 非常災害時の関係機関への通報なび連携体制が未整備でした。 ・ 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。 ・ 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。						
(非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。  「非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。  「非常災害対策計画の内容を職員で十分共有しているか。  「非常災害対策計画の内容を職員で十分共有しているか。  「非常災害対策計画の内容を職員で十分共有しているか。  「非常災害が策計画の内容を職員では、「非常災害対策計画の大き、「大き、対処するための計画を含む」を対した。  「非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備していない。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備していない。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備していない。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。」  「非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。」  「非常災害時の関係機関への通報を制について、職員に関知した。」  「非常災害時の関係機関への通報を制定していない。」  「非常災害時の関係機関への通知を対しないましていないましていないましていないましていないましていないましていないましているに対しないましているに対しないるに対						
- <u>選 戦力法</u> (利用者ごとの避難方法 (単いす、徒歩等)						
<ul> <li>・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員間で十分共有しているか。</li> <li>・財係機関と必避機体制</li> <li>・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。</li> <li>(非常災害対策)</li> <li>障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を含む)を策定してください。</li> <li>・非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む)を策定してください。</li> <li>・非常災害時の関係機関への連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。</li> <li>・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制を整備していない。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制を整備していない。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制が未整備でした。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制について、職員に周知してください。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制について、職員に周知してください。</li> <li>・非常災害に関する具体的計画及び連携体制について、職員に周知してください。</li> </ul>						
- 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 第) ・関係機関と必連機体制    一選条投稿   一選条投稿   一選条投稿   一選条   一型   一型   一型   一型   一型   一型   一型   一						
型分担、避難に必要な職員数 等)						
<ul> <li>・ 関係機関との連携体制</li> <li>② 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。</li> <li>(非常災害対策) 監査指針第2 − 3</li> <li>(非常災害対策) に選出場が決しているか。</li> <li>(非常災害対策) に関する実援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を含む)を策定してください。</li> <li>( 非常災害時に対処するための計画を含む)を策定してください。</li> <li>( 非常災害時の関係機関への連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。</li> <li>( 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への通報及び連携体制が未整備でした。</li> <li>( 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報及び連携体制が未整備でした。</li> <li>( 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報及び連携体制が未整備でした。</li> <li>( 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。</li> <li>( 非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知した。</li> </ul>						
才 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有している   次						
<u> 立・また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</u> (非常災害対策) 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を含む。ともに、非常災害に関する具体的な計画を含む。を策定してください。 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時における関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。  基準条例第37条第1項  → 非常災害が策計画(水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む)を策定してください。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的計画及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的計画及び連携体制が未整備でした。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報及び連携体制を機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係、関への連絡体制が未整備でした。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制を整備していない。	<u>・ 関係機関との連携体制</u>					
<u> 立・また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</u> (非常災害対策) 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を含む。ともに、非常災害に関する具体的な計画を含む。を策定してください。 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時における関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。  基準条例第37条第1項  → 非常災害が策計画(水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む)を策定してください。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的計画及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的計画及び連携体制が未整備でした。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報及び連携体制を機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係、関への連絡体制が未整備でした。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制を整備していない。						
また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。	オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有している					
(非常災害対策) 「産者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。  基準条例第37条第1項  基準条例第37条第1項  → 非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に 対処するための計画を含む)を策定してください。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。  ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知	<u>ħ</u>	監査指針第2-3				
(非常災害対策) 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。  基準条例第37条第1項  非常災害対策計画(水害・土砂災害・地震等に 対処するための計画を含む)を策定してください。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への通報及び連 携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通知及び連 携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係 機関への連絡体制について、職員に周知した。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係						
ではまる大援施設は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。」  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知して、職員に周知している、職員に周知して、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係といる。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害は、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	<u>な事項について認識を共有しているか。</u>					
ではまる大援施設は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。」  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知して、職員に周知している、職員に周知して、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係といる。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害は、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対						
ではまる大援施設は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知しているか。」  「おり、とれらを定期的に職員 に関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知して、職員に周知している、職員に周知して、職員に周知している。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係といる。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を設定していない。」 「非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害に関する具体的計画及び関係を関係機関への連絡体制について、職員に周知」」 「非常災害は、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(非常災害対策)					
必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を含む)を策定してください。  対処するための計画を含む)を策定してください。  対処するための計画を含む)を策定してください。  地震等に対処するための計画を含む)を策定していない。  地震等に対処するための計画を含む)を策定していない。  ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知しているが。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知しているが。 ・非常災害に関する具体的計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知した。		其淮冬昼第97冬第1百	○ 非常災害対策計画(水害・+砂災害・地震等)。	· 非常《宝景等卦画(水宝· 十孙《宝·		非骨似宝景等計画が主作品
計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及 び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知しているか。					A	
び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。  ・非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知して、職員に周知して、職員に周知して、職員に周知						C U/Co
に周知しているか。			v ·o	WY C C ( 4 (		
非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連機関への連絡体制について、職員に周知と機関への連絡体制について、職員に周知				<ul><li>非党災実時の関係機関への通報及び油</li></ul>	Δ	非党災宝時の関係機関への
の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。 ○ ・非常災害に関する具体的計画及び関係 B #常災害時の関係機関への通報及び連携体制連 機関への連絡体制について、職員に周知	(C/FI) VH C C A . ペ ハュ <sup>o</sup>		シ 非党災害に関する具体的か計画及び非党災害時		Δ1	
てください。				1万円川で車岬しているい。		四MXU足跡呼削が不定開し 〕た
・非常災害に関する具体的計画及び関係 B 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連 機関への連絡体制について、職員に周知						U1C0
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連 機関への連絡体制について、職員に周知			0	・非党災害に関する具体的計画及び関係	B	
			北党災宝時の関係機関への通報及び連携休制連		ь	
				0 0 0 0		
障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必 児童基準条例	<b>隨害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必</b>	児童基準条例				
要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計 第12条の2第1項						
画を定め、非常災害の発生時の関係機関への消報及び連絡		1/1/1-1/V-> 1/1/1 T.W				
曲点となり、ケースに対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対						
THE CALLED A COLOR OF THE COLOR	11 11 2 12 MIL O ( CHO D C/C/MIC) 1 - 1900-41 - 1/10/10 O ( 1 O N )					

租等歴史 (陸音年文後施以寺) 観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<b>消防計画の作成</b> 消防計画を作成し、消防署への届出しているか。	消防法施行令第3条の 2第1項	○ 消防計画を作成し、消防署へ届出してください。	・消防計画を作成していない。	А	消防計画が未作成でした。
消防計画は、実情に応じて見直しを図っているか。	消防法施行規則第3条 第1項 消防法施行令第3条の 2第1項	○ 消防計画を実態に合わせ変更してください。	・実態に合わせた変更を行っていない。	В	
変更後の消防計画は、消防署へ届出しているか。	消防法施行規則第3条 第1項 消防法施行規則第3条 第1項	○ 消防計画を消防署へ届出してください。	・消防署へ届出していない。	В	
<ul><li>○ 災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにしているか。</li></ul>	社会福祉施設等における非常災害対策及び入 所者等の安全の確保について(平28年9月1 日雇児総発0901第3	○ 災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、 「避難指示」等の情報を把握し、利用者の安全を 確保するための行動がとれるよう整備してくださ い。	・災害時に市町村が発令する「高齢者等 避難」、「避難指示」等の情報を把握 し、利用者の安全を確保するための行動 がとれるよう整備していない。	A	非常災害時の関係機関への 通知及び連携体制が未整備で した。
<ul><li>○ 防災安全対策に関して、常時消防機関の指導を受ける等連携を密にし、施設の整備、構造、配置、入所者の状況についても十分に理解を得ているか。</li></ul>	号、社援基発0901第1号、障障0901第1号、老高発0909第1号各通知)	○ 防災安全対策に関して消防機関との連携を密にしてください。	・防災安全対策に関して消防機関との連携を密にしていない。	В	
<ul><li>○ 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図っているか。</li><li>○ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めているか。</li></ul>	社会福祉施設における 防火安全対策の強化に ついて(昭62社施第107 号)	○ 近隣住民等との協力体制を取ってください。	・近隣住民との協力体制が取れていない。	В	
*施設の火災等においては、施設職員だけではその対応 が必ずしも十分でない場合が多いので、近隣の施設、病院 等との連携地域の自治会、近隣に所在する施設、病院等相 互間の連携を図る。					
カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 また、児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。	監査指針第2-3				
障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避 難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	基準条例第37条第2項				
避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められている回 数実施しているか。					

指導基準 (障害者文援施設等) 翻点 (基本的な考え方)	根拠法令等	<b>一</b> 通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
・社会福祉施設では、消防法施行規則第3条第10項に基づ ・社会福祉施設では、消防法施行規則第3条第10項に基づ いて避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しなければな らない。	消防法施行規則第3条 第10項	○ 避知を紹及び消火訓練を消防法に基づき年2回 以上実施してください。	・避難訓練及び消火訓練を消防法に基づき年2回以上実施していない。	А	避難訓練及び消火訓練が未実施でした。
障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び 消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な 訓練にあっては定期的に行っているか。	児童基準条例 第12条の2第2項	○ 避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき月1回以上実施してください。	・避難訓練及び消火訓練の未実施月がある。	A	避難(消火)訓練の回数が 不足していました。
入所施設においては、夜間の災害発生は混乱が予想されることから、夜間における訓練も実施すること。 【夜間想定でも可】	社会福祉施設における 防災対策の強化につい て (昭58社施第121号)	○ 夜間(想定)の避難訓練を実施してください。	・夜間(想定)の避難訓練を実施していない。	В	
避難訓練について、消防署へ通知しているか。	消防法施行規則第3条 第11項	○ 消防訓練について、消防署への通知を行ってく ださい。	・消防署に消防訓練の通知を行っていない。	В	
訓練結果の記録を整備しているか。 〈参考〉 ・消防計画に沿って、避難・消火・通報訓練が定期的に行われること ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。 ・夜間又は夜間を想定した訓練をそのうち1回以上	消防法施行規則第4条の2の4	<ul><li>○ 避難訓練の実施記録を整備してください。</li><li>○ 避難訓練の実施記録に記載漏れの無いようにしてください。</li></ul>	・実施記録を整備していない。・実施記録に記載漏れがある。	C C	
き 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証 し、見直しを行っているか。 ク カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られ るよう連携に努めているか。	障害者支援施設等指導 監查指針第2-3	<ul><li>○ 非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。</li></ul>	・非常災害対策計画の見直しを行っていない。	В	
○ 防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策(例えば、不審者情報について、夜間・休日を含め迅速な連絡、情報交換、情報共有が無理なくできる体制づくり等)を検討しているか。	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知) (平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号)	○ 防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の 侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策 (例えば、不審者情報について、夜間・休日を含 め迅速な連絡、情報交換、情報共有が無理なくで きる体制づくり等)を検討してください。	・防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を検討していない。	В	
○ 防災・防犯の対策に当たり、近隣住民、近隣施設との協力体制は取られているか。	社会福祉施設における 防火安全対策の強化に ついて(昭62社施第107 号)	○ 近隣住民等との協力体制を取ってください。	・近隣住民との協力体制が取れていない。	С	
	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)(平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号)				

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
地震防災応急計画を作成しているか。 <消防計画を作成することが必要とされていない施設> 地震防災応急計画を作成し、県知事に届出するととも に、その写しを市町村長に送付すること。	社会福祉施設における 地震防災応急計画の作 成について (昭55社施 第5号)	○ 地震防災応急計画を作成してください。	・地震防災応急計画を作成していない。	В	
<消防計画を作成することが必要とされている施設> 消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めること。 改正した消防計画を消防署に届出するとともに、その写し を市町村長に送付すること。		○ 消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めて ください。	・消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めていない。	В	
地震防災応急計画(相当事項を定めた消防計画)を見直 しているか。 社会環境の変化、施設設備強化等に応じた見直しを行 い、実態と合ったものとなっているか。	社会福祉施設における 地震防災応急計画の作 成について(昭55社施 第5号)	○ 地震防災応急計画(相当事項を定めた消防計画)を実態に合わせて変更してください。	・地震防災応急計画(相当事項を定めた 消防計画)を実態に合わせて変更してい ない。	В	

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	<b>」</b> 通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
5 事故発生時の対応等					
(1)利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により 事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の 家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じている か。	基準条例第44条第1項	<ul><li>事故が発生した際に○○を行っていないので、 適切に対応してください。</li></ul>	・事故が発生した際に医療機関への対応 (市町村や入所者の家族等に連絡)をしていない。(必要な措置を講じていない。) ※全く行っていない場合	A	事故が発生した際に○○を 行っていませんでした。
		<ul><li>事故が発生した際に○○を行っていない事例が あったので、改善してください。</li></ul>	・事故が発生した際に医療機関への対応 (市町村や入所者の家族等に連絡)をしていない(必要な措置を講じていない) 事例があった。(状況によりB)	A	事故が発生した際に○○を 行っていない事例がありました。
		<ul><li>○ 事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。</li></ul>	・事故が発生した際の家族等への連絡を していない(遅延している)事例があっ た。	В	
(2) 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故 に際して採った処置について、記録しているか。	基準条例第44条第2項	○ 事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際 して採った処置について、記録を残してくださ い。	・事故が発生した際に、事故の状況及び 事故に際して採った処置について、記録 を残していなかった。		事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を残していませんでした。
(3) 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を 賠償しているか。	基準条例第44条第3項	○ 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するよう是正してください。	・利用者に対する施設障害福祉サービス の提供により賠償すべき事故が発生した 場合には、速やかに損害を賠償していな い。		施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害を賠償していませんでした。

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
3 児童の安全の確保					
安全計画に基づき適切に執り行われているか。	障害者支援施設等指導監				
	查指針第2-4				
ア 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童					
福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外で の活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常					
生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他					
児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策					
<u>定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。</u>					
イ 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知する とともに、アの研修及び訓練を定期的に実施するよう努めて					
<u>とともに、アの研修及い訓練を定期的に美施するよう劣めて</u> いるか。					
ウ 児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護					
者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知するよう努めているか。					
<u> </u>					
- 日本福祉体制は、中間性による計画の日本にも行い、以画					
エ 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要 に応じて安全計画の変更を行うよう努めているか。					
174 5 57 Maria 1905 4 19 7 00 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条にお	児童基準条例第12条の3	○ 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必 置を講ずるよう、改善してください。	要な措 ・安全計画を策定していない。	Α	安全計画を策定していませんでした。
ター及び里親又援センターを除く。以下この余及び次条において同じ。) は、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必	弗 ↓ 垻	直を縛するより、以書してください。			んでした。
要な措置を講じているか。					
	旧立甘港夕尼佐10夕 0 0		* 北美	١.	# A 3 = 1 = 00 . V = 3 ##
児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知する とともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか。		<ul><li>○   職員に対し、安全計画について周知するよ してください。</li></ul>	う改善・職員に安全計画を周知していない。	Α	安全計画に従い必要な措施を講じていませんでした。
C C OT-Y IN X - MIDDLE WINK C PENNING C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	77.2 \				
		○ 研修及び訓練を定期的に実施するよう改善 ださい。	してく ・研修及び訓練を定期的に実施していな		
		/~ ~ v '.	V >.		
保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に	児童基準条例第12条の3	○ 保護者に対し、安全計画について周知する	よう改・保護者に対し、安全計画に基づく取組	Α	安全計画について周知され
関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全	第3項	善してください。	の内容等について周知していない。		ていませんでした。
計画に基づく取組の内容等について周知しているか。					
児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要			応じて ・定期的に安全計画の見直しを行い、必 要に応じて安全計画の見直しを行い、必	Α	
に応じて安全計画の変更を行っているか。	第4項	安全計画の変更を行ってください。	要に応じて安全計画の変更をしていな い。		を講じていませんでした。
ツーカム社画 しは 旧辛のか入の効果も回すたは 単数日本		I			
※ 安全計画とは、児童の安全の確保を図るため、当該児童 福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外で					
の活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常					
生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他					
児童福祉施設における安全に関する事項についての計画をい う。					
× •	1				1

祖等基準(障害有义後旭成等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
7 自動車を運行する場合の所在確認  (1) 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。  (2) 児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の熊様を勘案してこれと同程度に児童の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	障害者支援施設等指導監查指針第2-5				
児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための 移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、 児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実 に把握することができる方法により、児童の所在を確認して いるか。		自動車を運行するときは、児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認してください。		A	自動車を運行する際、児童 の所在を確認していませんで した。
保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。		別童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車に限り所在の確認を行ってください。	的に運行するときは、当該自動車にブ	A	自動車を運行する際、児童 の所在を確認していませんで した。

指導基準(障害者支援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	,				
8 運営費の弾力運用  (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適切に行われているか。(児童福祉施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る。)  ア 次の条件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。	障害者支援施設等指導 監査指針第2-1-(9) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について平成16社接発第0312001号局長連名通知(以下、「弾力運用局長通知」という。)				
a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正 に法人・施設運営が確保されていると認められること。					
b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。					
C 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれ かが実施されていること。					
・苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われ ているとともに、解決結果等を定期的に公表。					
・福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。					
また、Cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び 指導について」(平成16年3月12日障障発第0312002号等)通知の(問5)に照らし妥当か。					
イ 運用収入の本部会計区分への繰入額は妥当であるか。					
ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されている か。					
また、使途及び使用計画は、実情に即したものであるか。 エ 前期未払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事					
会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。					
才 積立金の目的以外の使用について、理事会において十分審 査の上、やむを得ないものとなっているか。					
カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法 で行われているか					
		<u> </u>			<u>i</u>

指導基準(障害者文援施設等) 観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価  県ホームページ公表文例
9 その他 (1) 地域との連携  施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。  - (地域との連携等) - 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。		<ul><li>→ 地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めてください。</li></ul>	・地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めていない。	B
(2) 電磁的記録等 (1) 障害者支援施設等及びその職員は、作成、保存その他の	医生老士授佐凯佐托道			
(1) 障害者文援施政等及びその職員は、作成、保存その他のこれらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(障害者支援施設及びその職員については(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。(2) 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。				
(電磁的記録等) 障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	基準条例第46条	○ 書面又は電磁的記録により作成及び保存してください。	・書面又は電磁的記録により作成および保存していない。	В

観点(基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価 県ホームページ公表文例	利
障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による	基準条例第46条第2項	○ 利用者に適切な配慮をし、書面又は電磁的方法	・利用者に対して書面又は電磁的記録に	В	
交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下		により交付等してください。	よって交付等されていない。		
「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行					
うことが規定され、又は想定されるものについては、当該					- 1
交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用					- 1
者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適					- 1
切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方					- 1
法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがで					
きない方法をいう。)によることができる。					

## 【別表】設備に関する基準 (障害者支援施設)

(設備の基準)

- 第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
- 2 障害者支援施設の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
  - (1) 訓練·作業室
    - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
    - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
    - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 居室
    - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
    - イ 地階に設けないこと。
    - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メート ル以上とすること。
    - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - (3) 食堂
    - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
    - イ必要な備品を備えること。
  - (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
  - (5) 洗面所
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 利用者の特性に応じたものであること。
  - (6) 便所
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 利用者の特性に応じたものであること。
  - (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (8) 廊下幅
    - ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下(両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。)の幅は、1.8メートル以上とすること。
    - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障が ないようにしなければならないこと。
- 3 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。
- 4 第1項に規定する相談室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない場合 には、多目的室と兼用することができる。

## 【別表】設備に関する基準 (障害児入所施設)

(設備の基準)

第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を補う設備

- (4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由(法第6条の2の2第3項に 規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害児入 所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備

- (6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある 児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするこ と。
- (7) 第1号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平 方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下と し、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (8) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (9) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。

## (設備の基準)

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。
- (4) 第1号及び前号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、 階段の傾斜を緩やかにすること。

## (設備の基準)

- 第80条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
  - (2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
  - (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
  - (4) 第1号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児 童発達支援センターには、静養室を設けること。
  - (5) 第1号に規定する設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
  - (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

## (設備の基準)

- 第86条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
  - (2) 前号に規定する設備のほか、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
  - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

## 【別表】人員に関する基準 (障害者支援施設)

(職員の配置の基準)

- 第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 施設長 1
  - (2) 生活介護を行う場合
    - ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
      - (ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために 必要な数
      - (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
        - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計し た数以上
          - (a) a'から c'までに掲げる利用者の平均障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。)第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ a'から c'までに定める数
            - a'平均障害支援区分が4未満 利用者(障害者支援施設基準第11条第1 項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者 を除く。b'及びC'において同じ。)の数を6で除した数
            - b' 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
            - c' 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数
          - (b) (a) a'の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
        - b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上
        - c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
        - d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上
      - (ウ) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
        - a 利用者の数が60以下 1以上
        - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
    - イ ア(4)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数 の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場 合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
    - ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
    - エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
    - オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - (3) 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合
    - ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおり とする。
      - (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
        - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
        - b 看護職員 1以上
        - c 理学療法士又は作業療法士 1以上
        - d 生活支援員 1以上

- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
  - a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上
- イ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合には、アに掲げる員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(ア)の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (4) 自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合
  - ア 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
    - (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
    - (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
      - a 利用者の数が60以下 1以上
      - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - イ 健康管理等を行う必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合に おけるアの規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは、「生活 支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活 支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
  - ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合には、ア及びイに定める員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
  - エ ア(ア)(イにおいて読み替えて適用する場合を含む。)の生活支援員のうち、 1人以上は、常勤でなければならない。
  - オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (5) 就労移行支援を行う場合
  - ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
    - (ア) 職業指導員及び生活支援員
      - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除 した数以上
      - b 職業指導員 1以上
      - c 生活支援員 1以上
    - (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
    - (ウ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
      - a 利用者の数が60以下 1以上
      - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上
  - イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る 学校又は養成施設としてあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する 法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による 認定を受けた障害者支援施設(以下「認定障害者支援施設」という。)が就労移 行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 職業指導員及び生活支援員
  - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除 した数以上
  - b 職業指導員 1以上
  - c 生活支援員 1以上
- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに定める数
  - a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上
- ア(ア)及びイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常 勤でなければならない。
- エ ア(ウ)及びイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければな らない。
- (6) 就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。 以下同じ。)を行う場合
  - ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとす
    - (ア) 職業指導員及び生活支援員
      - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除 した数以上
      - b 職業指導員 1以上
      - c 生活支援員 1以上
    - (4) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに定める数
      - a 利用者の数が60以下 1以上
      - 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上
  - ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなけ ればならない。
  - ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (7) 施設入所支援を行う場合
  - 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a 又はb に掲げる利用者の数の区 分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障 害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める 者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援 員を1以上)

    - 利用者の数が60以下 1以上 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上
  - (イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う 場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとすること。
  - アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は 複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位 を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
- 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに障害者 支援施設を開設する場合は、推定数によるものとする。
- 第1項に規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若 しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供 に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若 しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支 援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただ し、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従 事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができ る。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第5条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定 員の合計が20人未満である場合には、前条第1項第2号エ、第3号エ、第4号エ、第 5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び第6号イの規定にかかわらず、当該障害者 支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービ ス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすること ができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及び オ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及び工並びに第 6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げ る当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条 第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分 に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管 理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

  - (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上 (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端 数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第6条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所(以下この条に おいて「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条に おいて「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでな ければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員 (サービス管理責任者を除く。) のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主 たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

## 【別表】人員に関する基準 (児童福祉施設)

(職員)

- 第67条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第4項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、 第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
- 4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び 保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、 児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員 並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条 及び第81条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所 させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を 置かないことができる。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医及び児童指導員については、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総 数については、第4項の規定を準用する。
- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする 精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 9 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1項の規定を準用する。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 12 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
- 13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- 14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 15 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
- 16 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
- 17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合は心理担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を置かなければならない。
- 18 前項の心理担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若 しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程 を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

## 【別表】規模 (障害者支援施設)

## (規模)

障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの 種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなけれ ばならない。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就 労継続支援B型 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害 者支援施設(認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人 以上)
- (2) 施設入所支援 30人以上 (入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害 者支援施設にあっては、10人以上)
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲 げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該 各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提 供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上(入所を目的とする他の社会 福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上)でなければならない。
  - (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援 6 人以上
  - (2) 就労継続支援B型 10人以上
  - (3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害 者支援施設にあっては、10人以上)